

規制改革推進に関する第5次答申  
～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～

令和元年6月6日

規制改革推進会議

## 目 次

<b>I 総論</b> .....	<b>1</b>
1. はじめに.....	1
2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割.....	1
3. 審議経過.....	2
(1) 審議テーマの決定と審議体制.....	2
(2) 規制改革実施計画のフォローアップ.....	2
(3) 公開ディスカッションの開催.....	2
(4) 規制改革ホットラインにおける提案受付.....	2
(5) 規制所管府省の主体的な規制改革への取組.....	3
4. 本答申の実現に向けて.....	3
5. 次のステップへ.....	3
<b>II 各分野における規制改革の推進</b> .....	<b>5</b>
1. 農林分野.....	5
(1) ドローンの活用を阻む規制の見直し.....	5
ア 航空法に基づく規制.....	5
イ 農薬取締法に基づく規制.....	6
ウ 電波法に基づく規制.....	7
エ 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組.....	8
(2) 高性能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し.....	8
(3) 若者の農業参入等に関する課題について.....	10
(4) 農協改革の着実な推進.....	10
(5) 肥料取締法に基づく規制の見直し.....	11
ア 公定規格.....	11
イ 肥料の混合.....	11
ウ 保証分量.....	12
エ 保証票.....	12
オ 登録・届出等の手続とその運用.....	13
カ 法律の題名.....	14
(6) 畜舎に関する規制の見直し.....	14
(7) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し.....	15
2. 水産分野.....	17
(1) 改正漁業法の運用について.....	17
ア 国及び都道府県の責務の明確化.....	17
イ 資源回復に向けたロードマップの策定.....	17

ウ	生産性の高い許可漁業の推進	18
エ	海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化	18
オ	漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	19
(2)	水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	19
(3)	海技士の乗組み基準の見直しについて	20
(4)	魚病対策の迅速化に向けた取組について	21
3.	医療・介護分野	23
(1)	医療等分野におけるデータ利活用の促進	23
ア	個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備	23
イ	データ利活用のための「標準規格」の確立	24
ウ	データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備	24
エ	傷病名を含む医学用語の統一	25
オ	地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有の際の同意の在り方	26
カ	健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放	26
キ	患者本人による診療録等の個人情報の本人開示請求の適切なあり方	27
(2)	患者による医薬品情報へのアクセス改善	27
(3)	機能性表示食品制度の運用改善	28
ア	機能性表示食品に対する法執行方針の明確化	28
イ	機能性表示食品制度の運用における連携強化	28
(4)	日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	29
(5)	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	30
(6)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	30
ア	オンライン医療の普及促進	30
イ	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	31
ウ	医薬品医療機器総合機構（PMDA）の行政手続コストカット	31
エ	患者申出療養制度の普及	31
オ	機能性表示食品制度等の見直し	31
カ	介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現	32
4.	保育・雇用分野	33
(1)	ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化	33
(2)	介護離職ゼロに向けた対策の強化	34
ア	介護休暇制度の更なる柔軟化	34
イ	介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底	34
(3)	日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備	35
ア	企業支援（就労のための日本語教育）	35
イ	地方自治体支援（就労のための日本語教育）	36
ウ	教育に関わる人材（担い手）の育成・確保	36
エ	教育内容の質の確保	37

(4) 年休の取得しやすさ向上に向けた取組	37
(5) 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化	38
(6) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	39
(7) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	39
ア 放課後児童対策	39
イ 待機児童対策	40
5. 投資等分野	41
(1) 教育における最新技術の活用	41
(2) フィンテックによる多様な金融サービスの提供	43
ア 資金移動業者の口座への賃金支払	43
イ 資金移動業の送金上限	44
ウ 前払式支払手段の払戻し	44
エ 中小零細企業の資金調達の多様化	45
オ 本人確認手続の効率化	45
(3) 電力小売市場の活性化	46
ア 大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給	47
イ 卸電力市場の透明性の確保	47
ウ ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設	48
エ 新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築	48
(4) 地方創生のための銀行の出資規制見直し	48
(5) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	49
ア モバイル市場における適正な競争環境の整備	49
イ 電波制度改革	49
6. その他重要課題	51
(1) 総合取引所の実現	51
(2) 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大	52
(3) 副業・兼業、テレワークにおけるルールの明確化	53
ア 副業・兼業の促進	53
イ テレワークの促進	54
ウ 副業としての日雇派遣	55
(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	56
ア 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革	56
<b>III 行政手続コストの削減</b>	<b>58</b>
1. 行政手続部会における取組	58
(1) 経緯	58
(2) オンライン申請の原則化に向けて	58
(3) 対策強化の必要性	59
(4) 地方自治体への展開	59

2. 重点的に取り組むべき事項.....	59
(1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化.....	59
(2) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現 .....	60
(3) 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減.....	61
(4) 行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開.....	61
3. 重点的にフォローアップに取り組んだ事項.....	62
(1) 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減.....	62
(2) 軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現.....	63
(3) 地方自治体における書式・様式の改善.....	63
(参考資料1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿（令和元年6月6日時点）.....	81
(参考資料2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過.....	84

## I 総論

### 1. はじめに

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、設置期間は本年7月31日までの約3年間となっている。

活動期間の最後の1年に当たる平成30年10月からの今期では、まず、緊急に取り組むべき事項を決定して、それらを集中して調査審議し、同年11月19日に「規制改革推進に関する第4次答申」（以下「第4次答申」という。）を取りまとめた。

第5次答申となる本答申は、約1年をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を取りまとめたものである。

### 2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割

時代の変化が極めて速い中で、規制は絶えざる見直しが必要である。すべての規制は必要性があって作られるが、技術革新など経済社会の環境が変化するにつれて、その必要性が変化するためである。必要性を失った規制が残ると、産業の活力低下やイノベーションの阻害、価格の高止まりなどの弊害が生じ、日本経済の底力が損なわれていく。

他方、デジタル化の急速な進展によって、新たな規制の枠組みが必要となる場合もある。例えば、民泊などシェアリングエコノミーに対応した規制や、5Gの時代に対応した規制などである。

こうした経済環境の変化のなかで、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には真正面から挑戦して風穴を開け、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピード感を持って改革を進めていくことが本会議の役割である。

今期の審議に当たっては、特に、以下の点に注目した規制改革の審議を行った。

- ①第四次産業革命が、金融・通信・教育・医療・農業など、様々な分野で革新的なイノベーションをもたらしていること
- ②我が国が直面する最大の課題である少子高齢化に関連して、「小1の壁」の解決や「介護離職ゼロ」に向けた制度改革など、働きながら子育てや介護を行いやすい環境の構築が急がれること
- ③地方の活力を生み出し、地方創生を力強く進める必要があること

これまで会議が取り組んできた規制改革は、構造的にも難しいものが多く、1回の答申で完結するわけではない。答申後も決定事項が実行されているかどうかを監視し、期待された効果を生むまで粘り強くフォローアップしていく必要がある。これも会議の重要な役割である。

規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定）では、関係府省が決定事項を実行に移すに当たって、「実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける」ことが決められた。このことを受け、決定事項のフォローアップの仕組みをさらに強化して、実効性の担保に努めた。

また、前期までと同様、現場からの要望にしっかりと向き合うため、規制改革ホットラインなどの仕組みを通じて国民各層からの要望を幅広く受け止め、その声をできる限り多く検討の俎上に乗せた。

### 3. 審議経過

#### (1) 審議テーマの決定と審議体制

会議は、平成 30 年 10 月 12 日の第 37 回会議において、今期の検討体制として、行政手続部会、農林ワーキング・グループ、水産ワーキング・グループ、医療・介護ワーキング・グループ、保育・雇用ワーキング・グループ、投資等ワーキング・グループを設置した。また、以下の 3 つを柱として、今期取り組むべき重点事項 19 項目を決定した。

- ①第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革
- ②少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革
- ③地方創生の強化のための規制・制度改革

このうち、緊急に取り組むべき項目について、同年 11 月 19 日に第 4 次答申を取りまとめた。

その後、第 5 次答申に向けて、本年 2 月 26 日の第 42 回会議において、上記の柱に「働き方改革に資する規制・制度の改革」を加え、重点事項 14 項目と重点フォローアップ事項 6 項目を決定した。新たに加えた柱については、副業・兼業やテレワークに関する規制改革をテーマに取り上げ、「働き方の多様化に資するルール整備に関するタスクフォース」を立ち上げて専門的検討を行いつつ審議を進めた。

また、規制改革ホットラインに寄せられた提案については、各ワーキング・グループ等での審議のほか、「専門チーム」において検討した。

#### (2) 規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップに相当の力を注ぎ、実施計画に書かれた事項の精査と評価に加え、とくに重要性の高い事項については「重点フォローアップ事項」として審議を行った。

#### (3) 公開ディスカッションの開催

会議では、遠隔教育など「最新技術を活用した教育の推進」を重点項目のひとつに掲げて審議を重ねてきたが、これは多くの国民に関わりのある重要なテーマであることから、平成 31 年 3 月 11 日に公開ディスカッションを開催した。

開催に当たっては、広く傍聴者を募り、インターネット中継も行って視聴者の意見を活用しつつ議論を行った。

#### (4) 規制改革ホットラインにおける提案受付

会議では、前期に引き続き「規制改革ホットライン」において、規制改革の提案を常時受け付けており、平成 28 年 8 月以降、1,692 件（平成 31 年 4 月 30 日現在）の提案が寄せられた。

今期のスタートに先立ち、平成 30 年 9 月に「集中受付」を行い、1 か月に 372 件の改革提案を受け付けた。「集中受付」の実施に当たっては、内閣府ホームページでの広報に加え、地方自治体など各種団体への働き掛けなど、積極的な周知活動を行った。

ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答 1,592 件（平成 31 年 4 月 30 日現在）をホームページで公表した。回答を得られた事項のうち、更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議

に報告し、各ワーキング・グループ等において精査・検討を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

また、ホットライン提案の解決策を活発に議論するため、専門チーム会合を2回開催し、関連ワーキング・グループでの改革事項の取りまとめにつなげた。

#### (5) 規制所管府省の主体的な規制改革への取組

所管の規制について、まずは規制当局が主体的にその実効性や必要性を評価検証すべきとの考えに立ち、平成26年6月の規制改革実施計画に基づいて「規制レビュー」の仕組みが構築された。規制所管府省が「規制シート」を作成することによって、規制の状況を横断的に把握し、主体的に規制改革に取り組むことが促されてきた。

その後、平成28年6月の規制改革実施計画を受けて「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）が変更され、平成29年10月からは、事前評価を実施した規制について事後評価を行うとともに、規制の検討から見直しに至るまでの「規制のライフサイクル」の各段階において評価を活用していくことが定められた。

各府省が所管する規制の検討と一定期間経過後の見直しについては、今後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく仕組みの下で一元的・継続的に把握されるべきであり、見直しの実施時期については、引き続き、平成26年6月の規制改革実施計画を踏まえて対応すべきである。

今後とも、政策評価制度を所管する総務省と連携の下、規制所管府省による主体的・積極的な見直しを促していく必要がある。

#### 4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項すべてについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められ、これはひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

#### 5. 次のステップへ

規制改革は成長戦略の一丁目一番地であり、会議は本年7月末で設置期限を迎えるが、上述のとおり、社会経済構造の変化に対応して我が国が豊かで活力ある社会であり続けるためには、規制の在り方について不断の検証が必要である。

今後とも規制改革を実効性ある形で推進していくためには、現在の会議に続く新組織を迅速に立ち上げ、不断に規制改革に取り組んでいくことが重要である。

また、本答申を含め、これまでの答申や規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中には、現時点で措置が完了していないものがある。会議の設置期限後においても、新組織においてこれらの事項のフォローアップが不可欠である。その際、会議の意見が適切に踏まえられて検討がなされているか、改革が逆行していないか等、規制所管府



省における対応を注意深く見守り、改革の実行に至るまでの道筋を粘り強く見届けていく必要がある。

今後、規制改革を担当する組織が、未来投資会議、経済財政諮問会議、国家戦略特別区域諮問会議などにより効果的・効率的な連携をとりながら、さらなる成果につなげていくことを期待したい。

## II 各分野における規制改革の推進

### 1. 農林分野

農業従事者の高齢化や人手不足に直面している我が国農業にとって、ドローン、最先端農機、農作物栽培施設などデータと先進技術の活用を促進し、生産性の向上を図ることが急務である。これらの導入を阻む規制の見直しを含め、若者の農業参入を促進すべく規制の総点検を行う必要がある。

また、農業の成長産業化に向けて、安価で良質な生産資材が不可欠である。農業者による調達方法の見直しに加え、事業者の創意工夫を通じたコスト削減が図られるよう規制の見直しが必要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

#### (1) ドローンの活用を阻む規制の見直し

##### ア 航空法に基づく規制

【a, c:令和元年7月措置、b, d, e:令和元年度上期措置】

##### <基本的考え方>

平成27年の航空法（昭和27年法律第231号）改正後、無人ヘリコプターであっても最新型ドローンであっても、航空法上の無人航空機の安全規制は、国土交通省に一元化されている。

しかし、農薬散布のための無人航空機の航行の安全規制に関しては、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）に加えて、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日国土交通省航空局長・農林水産省消費・安全局長通知）及び「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）に基づく制度が存在している。

技術指導指針においては、一般社団法人「農林水産航空協会」（以下「農水協」という。）が航空法上の代行申請を行うことのできる登録認定等機関として唯一認められており、代行申請に加えてオペレーターや機体の認定事業も実施している。

技術指導指針は、航空法と農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき策定されていると思われるが、具体的な法的根拠は明確ではなく、特に航空法上の義務を課したものではないにもかかわらず、農業の現場では、農水協によるオペレーターや機体の認定が義務であるとの誤解や、農水協が航空法に基づく許認可権限を有しているとの誤解が存在する。

また、最新型ドローンの自動操縦機能、カメラ機能等は、ドローンの航法精度を上げ、安全性を確保するのに有効な手段であり、国土交通省も審査要領で安全確保策として認めているにもかかわらず、農水協はこれら機能を備えた最新型ドローンの代行申請は受け付けていない。

さらに、ドローン利用の際は、国土交通省に対する報告に代え、技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会への事前の事業計画書と事後の事業報告書の提出が求められており、これが農業従事者への負担となり、農業用ドローンの導入

を阻害している。

### ＜実施事項＞

- a 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の技術指導指針を廃止し、新たに農薬の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農薬等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。
- b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。
- c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を行いながら、当面、次の措置を講じる。
  - － 航空安全に係る事項は、国土交通省の「審査要領」、又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する
  - － 農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する
  - － 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする
- d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、十分な自動操縦に係る機能・性能を有する機体を使用し、機種ごとの機能・性能に応じた飛行経路設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。その際、飛行経歴要件を不要とするためにいかなる講習（座学・操縦練習の実施など）を受ければよいか例示するなどしてわかりやすく明らかにするよう審査要領を改正し、航空局ウェブサイトにおいて周知する。
- e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。

### イ 農薬取締法に基づく規制

【措置済み】

#### ＜基本的考え方＞

農薬を効率的に使用するにはドローンの活用が効果的である。

農薬取締法により、農薬メーカーには農薬の希釈倍数などについて登録・表示する義務が課されており、農薬使用者には、希釈倍数、使用時期などの基準を遵守する義務が課されている。

陸上散布で認められている低い希釈倍数では、ドローン散布の際は散布液量が多くなり過ぎ、ドローンを活用できない。そのため、ドローンで活用できる農薬は、約500種類にとどまる。品目ごとに見れば選択肢は更に少なくなり、例えば「かんきつ」については、わずか2種類である。ドローンで活用できる農薬の品目拡大が必要であるが、陸上散布において認められている農薬のドローン散布に当たっては、希釈倍数要件の緩和が不可欠である。

しかし、農薬の希釈倍数の変更に当たっても、改めて農薬メーカーの登録・表示が必要とされ、そのために独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による検査が必要となる。この検査においては農薬残留データを一から取り直すことが求められるため、数千万円のコストがかかり、ドローンで利用可能な農薬の種類を拡大を阻んでいる。

### <実施事項>

- a 農薬取締法上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。
- b 既存の（地上）散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検査において作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。

### ウ 電波法に基づく規制

【a：令和2年中措置、b,c：令和元年度中速やかに措置、  
d：令和元年中速やかに立ち上げ、以降継続的に措置】

### <基本的考え方>

ドローンの航行の安全を確保する上で、リアルタイム通信による位置情報の収集や、カメラによる視野確認が有効である。また、ピンポイントで肥料や農薬を散布するためにもカメラによる視野確認が必要となる。このような通信には、低出力の Wi-Fi などでは不安定であり、携帯電話の電波利用が不可欠である。

しかし、電波法（昭和25年法律第131号）上、陸上移動局は、「陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」と定義されており、ドローンは陸上移動局として認められていない。

また、ドローンで利用される携帯電話端末の数を、総務省と携帯電話事業者が把握できるよう実用化試験局制度が導入されているが、毎回、携帯電話事業者経由で総務大臣の許可を取得することが必要であり、導入の拡大を阻害している。

### <実施事項>

- a 総務省は、平成30年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるように必要な制度改正を行う。
- b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を発出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。
- c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許

可までの期間を原則1か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。

- d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものできるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。

## エ 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組

【措置済み】

### <基本的考え方>

ドローン分野のイノベーションを農業分野に取り込むことは極めて重要であり、そのために国が果たすべき役割は大きい。データに基づいたスマート農業を促進するには、マルチローター型を中心とした航行の安定性の高いドローン導入を強力かつ集中的に促進する必要がある、以下に述べる改革を行うべきである。

### <実施事項>

- a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農林水産省が中心となって策定する。
  - 最新型ドローン導入の目標値
  - 導入促進のための地方説明会の開催回数目標値
  - 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値
  - 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み
- b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。

## (2) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し

【a:措置済み、b～f：令和元年結論、措置、g, h:令和元年結論、結論を得次第速やかに措置】

### <基本的考え方>

農業の成長産業化に向け、農地の集積を進める中、農業生産性の向上の観点からは、農業者が、散在する圃場間をトラクターで移動する際、いちいち農機等の着脱を行うことなく装着・牽引したまま公道や農道を走行することが望ましい。令和2年に開催される東京オリンピックにおいて使用される農産物の提供に当たってはGAP認証取得等が必要であり、これらの農産物を提供する農業者の法規制への順守が求められる中、これらのトラクターの走行に当たっては、安全性の確保を前提とした上で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の法規制に違反することなく農業者が当該走行が可能となる枠組みの構築を早急に行う必要がある。

## ＜実施事項＞

- a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速 15km 以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。
- b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性から a において時速 15km 以下で走行する必要性があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速 15km を超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。
- c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること、及び国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。
- d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講じること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。
- e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。
- f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講じる。
- g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた 500kg の積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。

h a から g の検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大型化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。

### (3) 若者の農業参入等に関する課題について

【a：令和元年度検討・結論、令和2年度措置、b, c：令和元年度措置】

#### <基本的考え方>

農業の成長産業化に向け、若者を始めとした農業への新規参入に対し門戸を広げ、これらの新規就農者による事業の拡大を妨げないような仕組みを構築することが重要である。また、農業者による農業の6次産業化の一環として、加工場、直売場等の農業用施設を建設するに当たって、都道府県、市町村レベルでの関係法令の運用状況を調査し、当該施設の建設が円滑に行われるよう、関係法令の運用について内容を点検する必要がある。

#### <実施事項>

- a 新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理する。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう、必要に応じた見直しを行う。
- b 農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討を行う。
- c 営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じ見直しに向けた検討を行う。

### (4) 農協改革の着実な推進

【令和元年度以降、継続的に措置】

#### <基本的考え方>

農協改革については、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、令和元年5月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革が進められ、一定の進捗が見られた。

しかしながら、引き続き農業者所得の向上、一層の資材価格の引下げ、信用事業の健全な持続性などについて課題が残されている。

農協改革集中推進期間終了後も、全農改革は「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定)に掲げられた生産資材・流通加工に関する改革を推進する上でも引き続き重要であり、また、地域農協組織においても、自己改革の更なる進捗が強く期待される。

#### <実施事項>

農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。

## (5) 肥料取締法に基づく規制の見直し

### ア 公定規格

【a：令和元年措置、b：令和3年措置】

#### <基本的考え方>

肥料取締法（昭和25年法律第127号）において、肥料は、米ぬかや堆肥などの「特殊肥料」と、それ以外の「普通肥料」に大別される。特殊肥料は都道府県知事への届出で生産できるが、普通肥料については、銘柄ごとに登録が必要であり、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等に関する「公定規格」が定められている。

現行の公定規格は、土壤環境に応じて多様化する農家のニーズや、肥料製造技術の進展を踏まえた規格となっていない。さらに過去の肥料登録が積み重ねられた結果、規格の数が諸外国と比較して多く、農作物に対する有害成分の最大量が肥料の種類ごとに定められている等、詳細に過ぎて、分かりにくいとの批判がある。

また、家畜ふんやアミノ酸発酵残渣など産業副産物に由来する肥料は、安価で土壤改善にも役立ち、資源循環のためにも活用が望ましいが、公定規格において最小成分量が高い水準に設定されているため、実質的に使用が困難なものも存在する。

このように、現行の公定規格は肥料メーカーによる未利用資源の活用や創意工夫を活かした柔軟な製品開発を妨げている。

産業副産物の利用拡大に伴い安全確保の重要性が増すことから、利用可能な原料をリストとして示し、有害成分についてもわかりやすく示すことが重要になる。

#### <実施事項>

- a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。
- b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大くくり化、簡素化を行う。
  - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和
  - 副産物肥料について使用できる原料の拡大
  - 有害成分の最大量について大くくり化

### イ 肥料の混合

【令和元年上期検討開始、令和3年措置】

#### <基本的考え方>

地力の低下や土壤の栄養バランスの悪化等に対応するため、堆肥を活用した土づくりや土壤分析結果に基づくきめ細やかな施肥など、肥料・土壤改良資材に対する農業者のニーズは高まっている。また、農業者の高齢化に伴い、肥料の混合や土壤改良資材の混合によって施肥回数を減らし、省力化を図ることも重要になっている。しかし、現在の肥料取締法では、普通肥料と特殊肥料の混合や、土壤改良資材との混合は一部例外を除き、原則認められていない。



普通肥料と堆肥の混合は平成 24 年に一部認められ、新たな規格（混合堆肥複合肥料）が制定されたが、家畜排せつ物として最も活用が期待される牛ふん由来の堆肥については、未だ混合が極めて限定的である。

他方、農業者からの委託を受けた場合については、肥料メーカーが広く肥料を配合する行為（施用者委託配合）が可能なことから、普通肥料と牛ふん由来の堆肥を始めとした特殊肥料の混合、普通肥料と土壌改良資材との混合を認めないとする根拠は乏しい。

### ＜実施事項＞

普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列挙する。

## ウ 保証成分量

【令和 2 年措置】

### ＜基本的考え方＞

肥料メーカーは、普通肥料の主成分について、「保証成分量」の含有を保証することが求められている。この保証成分量について、分析検査の際に認められる許容誤差は、他の先進国と比較して小さい。

また、指定配合肥料（登録済みの普通肥料のみを配合して生産される肥料）の保証成分量については、最終製品に含有される実測値は認められず、「原料となる普通肥料の保証成分量を使用して計算した値」を用いることとされている。したがって、最終製品には、過剰な成分量が含まれる傾向があり、これはコスト高の要因となっている。現場の農家は実際の施肥量の正確な把握ができないため、例えば、特別栽培農産物について実際には基準量以上の化学肥料の窒素成分量が含まれかねない。

### ＜実施事項＞

- a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。
- b 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。

## エ 保証票

【a, c : 令和 2 年措置、

b : 令和元年上期検討開始、令和 2 年上期方向性につき結論、令和 3 年上期措置】

### ＜基本的考え方＞

肥料は見た目ではその効果や安全性が判断できないことから、肥料の種類、保証成分量、重量、原料等を記載した「保証票」を製品に付すことが義務付けられている。

しかし、主要成分以外にも詳細な表示が求められること、原料表示における括

弧内の記載に3種類あること、表示サイズが細かく規定されていることなど、農家にとって分かりにくく、使いにくいとの指摘がある。また、原料は重量順に記載することになっているため、表示区分が詳細であることとあいまって原料構成の変化の度に包装の再印刷や保証票の作り直しが必要となり、コスト高の要因にもなっている。

### <実施事項>

- a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。
- b 原料の種類を大きくくり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。
- c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。

### オ 登録・届出等の手続とその運用

【a：令和3年上期措置、b：令和2年上期措置、  
c, d：令和元年措置、e：令和3年措置】

### <基本的考え方>

現行制度では、肥料の登録申請の度に、会社住所など法人番号で明らかな情報についても申請書類に記載する必要があるなど、手続に時間と手間を要する。

また、肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出が必要であり、工場所在地ではなく本社所在地を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下、FAMIC）に必ず申請しなければならないと周知されている等、生産現場の実態にそぐわない運用が行われている。

さらに、原料の使用可否等について、各地域のFAMICによる運用の統一がなされておらず、現場のFAMICの担当官の裁量に依存する状況となっている。

一方で、使用可能な副産物原料等の拡大に伴って、原料帳簿等の作成や定期的な重金属分析など、肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組み作りが現在検討されている。

### <実施事項>

- a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力を不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。
- b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。
- c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。
- d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、

必要に応じ運用の統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。

- e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。

## カ 法律の題名

【令和 2 年上期措置】

### ＜基本的考え方＞

肥料取締法は、昭和 25 年制定当時の状況を反映して、有害物質の使用禁止や悪質業者の排除といった性格を色濃く持つ「取締法」という題名になっている。しかし、肥料は作物の栄養であり、麻薬などの有害物や火薬などの危険物とは明らかに異なるものである。本来は、農業の生産力向上のために弛まぬ製品開発が必要であるにもかかわらず、「取締法」という題名が、肥料が有害物や危険物であるとの誤解を生じ、肥料メーカーの開発意欲や創意工夫を委縮させることがあってはならない。

現行の「公定規格」を始め、以上の事項を実施することで法体系全体を見直し、それに伴って変更を含め新たな法体系に相応しい題名を検討することが必要である。

### ＜実施事項＞

法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法の題名についても変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。

## (6) 畜舎に関する規制の見直し

【a：令和元年検討開始、令和 2 年上期までに結論、b：令和 3 年措置】

### ＜基本的考え方＞

畜産業については、「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、地域の収益性向上に向けた、生産基盤の強化が図られている。特に、酪農については、生産者の離農、経産牛頭数の減少、20 年にわたる生乳生産量減少傾向にある状況を乗り越え、海外展開も含む成長軌道を見据えた生産者補給金の改革などが行われてきた。

現在の畜産業の用に供する畜舎等（飼養施設、搾乳施設、堆肥舎）は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において、個々の建築物の安全性確保等に資するための建築基準に適合する必要がある。この基準は、人の滞在頻度が少ないことや、市街地から離れて建設されていること等を踏まえたものとなっているが、更なる緩和が要望されている。畜舎の建設費の低減は、成長産業化に向けた大きな課題となっている。

搾乳ロボット等の省力化機械の導入が進展するなど、畜産業における状況は従来から大きく変化してきており、このような状況に応じ、現場の畜舎等の利用実態に応じた適切な安全対策の下、飼養管理の効率化を図るとともに、畜舎建設費

を引き下げる必要がある。

また、TPP11 や日欧 EPA の発効等、国内の畜産業が国際的な競争にさらされる中、より競争力を高めるためにも、国内の畜産業の成長産業化に資する対策を講じることが急務である。

### <実施事項>

- a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。
- b a での検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。

## (7) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

【a, b: 令和元年中速やかに措置、c: 令和元年中措置】

### <基本的考え方>

技術革新に伴い、光や温度等が管理された高度な環境制御下で作物を栽培するデータ型農業は、高付加価値化を実現することができ、農業の生産性向上に貢献することが期待される。

その中でも、いわゆる植物工場などの農作物栽培施設について、農産物の育成や品質管理を行うために必要な空調設備・灌水設備などは、「原動機を使用する工場」の「原動機」として扱い、建築基準法第 48 条の用途規制の適用に当たっては、「工場」と扱われることが一般的となっているが、土地の有効利用の観点から、鉄道高架下、商業施設跡地などに農作物栽培施設を設置することについて喫緊のニーズがある。

平成 30 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、尼崎市が鉄道の高架下に農作物栽培施設を設置するに当たって特例許可（同法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書）を行った事例等を踏まえ、国土交通省から「建築基準法第 48 条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」（平成 31 年 3 月 28 日国土交通省住宅局市街地建築課長通達）が通知され、騒音・振動に係る観点から「鉄道高架下で既に一定の騒音・振動が生じている場所において建築する場合」等については、「当該建築により生じる周辺環境への影響が比較的小さいと考えられる」との解釈が示された。

これに加えて、規制改革実施計画では、国土交通省が「実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁（同法第 2 条第 1 項第 35 号に規定する市町村の長等。以下、本項において同じ。）に対する技術的助言として通知することとされ、実施に向け検討が行われているところである。

一方、既存施設から用途変更し農作物栽培施設を設置するに当たっては、仙台市が空調設備について通常の事務室に設置されているものと同様であることなどを理由に「原動機を使用する工場」に該当しないと判断した事例が存在する。土地の有効利用の観点から、商業施設から農作物栽培施設へ用途変更するニ

ーズを踏まえ、特定行政庁が円滑に判断を行うことのできるよう環境を整備することが課題となっている。

### ＜実施事項＞

- a 商業施設から農作物栽培施設へ用途変更することについて、特定行政庁が「原動機を使用する工場」ではないと判断した事例及び「建築基準法第 48 条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」を参考に以下の点を明らかにした技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。
  - 事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。
  - 空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を発出することができること。
- b a の実施に併せて、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促す。
- c b の検討の結論について周知するための技術的助言を発出する。

## 2. 水産分野

世界の魚介類の消費総量が大きく増加する中、日本産の付加価値の高い魚介類への需要を喚起し、輸出を伸ばすことは水産業の成長産業化に必須である。昨年12月に成立した、「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）は、科学的知見に基づく水産資源管理制度を確立し、生産性向上のために漁業許可制度を見直し、養殖・沿岸漁業の発展のために海面利用制度を見直すなど、水産政策の抜本的な改革を行うものであるとの観点から、一定の評価ができる内容である。

ただし、改革の趣旨を実現するためには、当該法の成立にとどまらず、水産業の現場において、改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「改正漁業法」という。）等につき地域の実情を踏まえながら透明性の高い運用が行われるよう、国が現場のマニュアルとなる明確な基準を設けることが重要である。

併せて、水産業の成長産業化の観点から、水産物や漁業生産資材の流通の透明化や、現状にそぐわない基準・規制の見直しについても速やかに検討を進めるべきである。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (1) 改正漁業法の運用について

#### ア 国及び都道府県の責務の明確化

【令和2年度措置】

##### <基本的考え方>

改正漁業法第6条においては、国及び都道府県が「漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する」と規定されている。この規定は、新規参入者と既存漁業者との間の紛争の未然防止のために、国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことを求めたものではなく、客観的な基準に基づいて公平に紛争の解決を行うことを求めたものと理解される。

この理解の基に改正漁業法の運用を行うことが必要である。

##### <実施事項>

国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことなく、透明性が高く、客観的な基準に基づいて、公平に紛争解決が行われるよう、制度運用の仕組みを定める。

#### イ 資源回復に向けたロードマップの策定

【令和2年度以降順次措置】

##### <基本的考え方>

資源回復のためには、漁獲可能量や個別割当の決定にとどまらず、魚種ごとの資源回復に向けた明確なスケジューリングと具体的な対策の検討及び資源回復の進捗の管理が有効である。

また、最大持続生産量たる目標管理基準値に資源量を回復させることが目標であることに鑑みると、上記資源回復の対策を講ずる対象となる魚種は、資源量が限界管理基準値を下回るもののみならず、目標管理基準値に達しない魚種も含まれる必要がある。

### ＜実施事項＞

魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行う。なお、当該ロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とする。

### ウ 生産性の高い許可漁業の推進

【令和2年度措置】

### ＜基本的考え方＞

改正漁業法では、許可漁業における許可又は起業の認可の適格性について生産性の有無を判断基準にしているが、この判断基準は透明かつ明確でなければならない。また、判断基準の明確化に当たっては、許可漁業の漁業種類や魚種によって漁獲量や漁獲高等が大きく異なることや、許可漁業は相対的に漁獲量が多いため資源管理への影響が大きいことを考慮する必要がある

### ＜実施事項＞

- a 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「漁業を適確に営む生産性」の判断基準について、漁業種類・魚種ごとに明確化する。
- b 改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」こととしている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負荷軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS（Vessel Monitoring System：衛星船位測定送信機）等の備付けの義務化を行う。

### エ 海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化

【a～c, e:令和2年度措置、d:令和2年度以降継続的に措置】

### ＜基本的考え方＞

養殖業を始めとする漁業権漁業についても、生産量は漁業生産量全体の傾向同様に、逡減の傾向にある。漁業権漁業の持続性の確保のためにも、漁場の適切かつ有効な活用が必要であり、意欲と能力ある者が漁業権漁業への新規参入を行う機会を得るとともに、既存の漁業者も生産性の向上を図ることができるような環境を整備する必要がある。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。
- b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切か

つ有効な活用を行っている」と公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにする。

- c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。
- d a の漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずる。
- e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。

## オ 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

【令和元年度検討開始、令和2年度措置】

### <基本的考え方>

今般の法改正により、漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、沿岸漁場管理、漁業者の所得向上等の公的な役割を担うことが明確化された。このような公的役割を担うためには、漁協自らがコンプライアンス、ガバナンスの両面において透明性の高い組織であることが求められる。

### <実施事項>

- a 漁協の全ての収入内容（漁場行使料、協力金等）と、全ての支出内訳、役職員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずる。
- b a の調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく措置を講ずる。
- c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。

## (2) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検

【a～c:令和元年度措置、d,e:令和元年度検討・結論、令和2年上期措置】

### <基本的考え方>

水産物や漁業生産資材の流通に関して、例えば、既存の流通業者が漁業者や新規流通業者から合理的な理由のない金銭（みかじめ料）を徴収したり、養殖業においてコストの大半を占める飼料について、餌問屋が餌代の肩代わりを行う見返りに養殖魚の販売に関する販路や相場を自己に有利になるよう結束してコント



ロールしたりするなどの行為は、独禁法に抵触するおそれがあることから、実態を踏まえた上で対策を講ずる必要がある。また、今後、国内水産物の付加価値の向上に併せて、国内外のIUU（Illegal Unreported Unregulated：違法・無報告・無規制）漁業の排除に向けた取組が早急になされる必要がある。

#### ＜実施事項＞

- a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査を行う。
- b 不適正な取引を未然に防止するため、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する、あるいは流通業者等に「取引適正化のための自主行動計画」の策定を働きかける。
- c aの調査の結果、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。
- d 魚類養殖業の資金調達の円滑化を図れるよう、コストの大半を占める餌費用等の事業資金に対して魚類養殖業の事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築や、養殖生産の需要家からの受託等、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進を早急に検討する。
- e 輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる。

### (3) 海技士の乗組み基準の見直しについて

【令和元年度結論・措置】

#### ＜基本的考え方＞

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づき、中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船には、海技士（航海）に加え海技士（機関）の乗組みが必要である。一方、小型（総トン数20t未満）漁船は、小型船舶操縦士1名の乗組みで足りる。海技士が不足している現状において、総トン数20tを閾値として乗組み基準に差を設けていることにより、沿岸を操業する漁船の大きさが20t未満に集中し、漁船の大型化による漁業の成長化を阻害している。

中でも、近海（100海里以内）を操業する中規模漁船の機関に関する業務については、その操業が最長でも10日間である中で、機関のメンテナンスに係る業務、当該漁船に搭載するエンジンの構造及びエンジンのトラブルや事故発生時の対応を調査したところ、小型漁船と実態として差がない。つまり、当該中規模漁船の機関に関する業務については小型漁船に対し定められている小型船舶操縦士1名の乗組みで対応可能であり、現状の海技士の乗組み基準は実態にそぐわないことから見直しを行う必要がある。

#### ＜実施事項＞

- a 安全の確保を前提に、併せて必要となる措置等を検討した上で、近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船（以下「近海中規模漁船」という。）について、船舶職員及び小型船舶操縦者法上の小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする

旨の法令改正を行う。

- b a の法令改正の施行までの間、近海中規模漁船について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 1 項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等一定の要件の下、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。
- c a の法令改正の施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、その場合において、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等により海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。

#### (4) 魚病対策の迅速化に向けた取組について

【a：令和元年度措置、b：令和元年度検討・結論、令和 2 年度措置、  
c：令和元年度措置、d～f：令和 2 年度措置、g：令和元年度措置、  
h：令和 2 年度以降順次措置、i：令和元年度措置、  
j：令和 3 年度以降継続的に措置】

##### <基本的考え方>

養殖業は畜産に比べ、疾病の蔓延が短時間で起きやすいことから、養殖業において魚病が発生した場合、蔓延防止のために一刻も早く投薬等の対策を講ずることが必要不可欠である。

現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）に基づき、魚類に対し使用できる医薬品や使用量及び投与の方法に関する基準が定められているが、魚病対策の情報の共有化が図られておらず、当該基準の更新に繋がっていない中、現行の基準では投与の方法が実態にそぐわない、医薬品を使用できる魚種が限られている等、魚病の蔓延を防止できない場合が多い。

一方、新たな疾病が発生した場合の対策として、獣医師が診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合には、同法において当該基準以外での処置（適用外使用）を行うことができることとしているが、獣医師業としての魚病対策に関する基盤が確保されていない現状から、魚病に詳しい獣医師が不足しており、迅速な対応ができる体制となっているとは言い難い。

養殖業の成長産業化を推進するに当たり、養殖業の事業基盤を確立させるべく、魚病対策が十全に行われうる人的リソースとネットワークの確保に加え、養殖魚の食の安全を確保することを前提とした、魚病対策の充実化と迅速化に向けた取組が必要不可欠である。

##### <実施事項>

- a 養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。

- b a の調査を踏まえ、薬機法に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと（成魚・稚魚を含む。）の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。
- c 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、a の調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。
- d c に加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。
- e 国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。
- f 魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。
- g 魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。
- h 当該協議会にて b～d の措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。
- i 獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、g の協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。
- j h の評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのカリキュラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。

### 3. 医療・介護分野

我が国は世界においても類を見ない少子高齢社会に突入している。令和4年からは、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳になり始め、社会保障関係費の急増が見込まれる。一方で、現行制度が前提としている「支え手」となる世代は、年間100万人規模で急激に減少していく。

これらを背景とした国民が抱える将来への不安感・危機感は、消費や投資の停滞につながり、日本経済全体の成長の阻害要因ともなっている。

このような中であって、国民皆保険を中心とする医療・介護サービスの提供体制を持続的なものとして次世代に引き継ぐための制度構造の改革は、我々国民全体の責任であり、一刻の猶予も許されない。

上記の課題認識に立ち、医療・介護ワーキング・グループにおいては、①国民自身の選択による自律的な健康づくり、②医療・介護提供体制の充実、③未来に向けた医療・介護サービスの発展の三つの視点から改革に取り組むこととした。

まず、「医療等分野におけるデータ利活用」については、三つの視点の全てにわたる取組として、「個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」「健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放」を始めとして、幅広い議論を行い、規制改革項目を取りまとめた。

さらに、①国民自身の選択による自律的な健康づくりの視点からは、「患者による医薬品情報へのアクセス改善」「機能性表示食品制度の運用改善」等、②医療・介護提供体制の充実の視点からは、「オンライン医療の普及促進」等、③未来に向けた医療・介護サービスの発展からは、「日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化」「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」等について、規制改革項目を取りまとめた。

#### (1) 医療等分野におけるデータ利活用の促進

##### ア 個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備

【令和元年度検討、令和2年度上期結論・措置】

##### <基本的考え方>

健診データが個人に帰属することについては、法令に明示的な規定がないことから、まずは当事者（被保険者・保険者・従業員・事業者・医療機関、第三者サービス提供者等）が、データ利活用に関する方針に合意した上で、契約において情報の取扱いを明確に定めることが求められる。併せて特に「特定健診」以外の健診データについても、個人への提供方法や利活用の在り方を整理し、40歳未満から継続して健康管理ができるようにすることが望ましい。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

- a 健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。
- b 民間サービス事業者を含む、契約当事者となり得る関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。

## イ データ利活用のための「標準規格」の確立

【令和元年度検討・結論・措置

ただし、bの「マイナポータルを活用したPHRサービス」に係る部分について、  
令和元年度検討、令和2年度上期結論・措置】

### ＜基本的考え方＞

治療や予防のためには診療・健診データの履歴が管理されることが重要だが、それが活用されるためには医療機関や保険者の間で共通のデータ標準に準拠してデータが管理される必要がある。また紙ではなくデータで保存がなされ、データで送受信が行われることも重要である。

我が国では「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）」（平成30年5月21日厚生労働省医政局長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当））や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」（平成29年5月30日厚生労働省）により、医療情報の表現形式や保管・送受信の技術に関する標準化に取り組んでいる。しかし、レセプト等を例外として十分な結果は得られていない。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性（様々なシステムが相互に連携可能なシステムの特性）を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。
- b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。
- c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定素案を策定する。

## ウ データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備

【令和元年度検討、令和2年度結論】

### ＜基本的考え方＞

技術革新が進む中、地域の内外で最適な患者へのサービス提供や、先端医療の創出が一段と進むと予想される。ただし、その実現には、様々な主体が、健康・介護等の他の分野とも連携し、横断的に情報をやり取りするための環境整備が必須である。その際に現在のような医療分野における個人情報保護法制の複雑性は新たなサービスやビジネスの創出の阻害要因となる。これらの問題の抜本的な解決に向けては、医療における個人情報取扱いに関する特別法の立法等が必要との

意見もある。以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、「ア 個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「イ データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。

### エ 傷病名を含む医学用語の統一

【a:令和元年度検討開始、令和2年度結論・措置、b:令和元年度検討開始】

#### <基本的考え方>

医療ビッグデータ解析などの統計解析においては、国際的な観点に立ったデータの標準化が必要である。特に重要な情報となる傷病名に関しては一つの疾患に対して、一つの病名表現が対応することが望ましい。しかし、従来の紙カルテや電子カルテにおいては、同じ疾患であっても、医師によって病名の表現は異なる（胆嚢結石、胆石、Gall Stone、G S等）。そのためそのままでは統計解析に利用することはできず、利用のためにデータ補正するにも大きなコストを要していた。

これを受け、傷病名の統一の取組がなされてきた。とりわけ、レセプト電算処理用の傷病名マスター（診療報酬請求に利用する日本独自の標準傷病名一覧）とICD10 対応標準病名マスター（WHOが公表する国際的な疾病分類に対応する標準傷病名一覧）が一本化され、厚生労働省標準規格として、診療報酬請求における利用が原則化されたことはレセプトの傷病名の統一に大きく寄与している。

しかし、レセプト以外、例えば、電子カルテ等においては標準傷病名一覧の採用は医療機関の裁量に任されており、病院独自の文化やシステム改修費用等の問題もあり、傷病名の統一は進んでいない。そのことも一因となり、貴重な医療情報がデータ利活用できないままに病院内に蓄積されている。以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

- a 地域医療連携ネットワークにおける地域医療圏の取組等の支援に当たっては、国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とする。
- b 外国人医療における自動翻訳・AI問診・医学論文解析など医療分野におけるイノベーション基盤として必要となる、傷病名を含む「包括的な医学用語集」の構築に向けて、民間企業の意見も取り入れ、優先度の高い領域について検討に着手する。

## オ 地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有の際の同意の在り方

【令和元年度検討・結論】

### <基本的考え方>

患者情報の医療機関等間での共有に関しては、「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドンス」（平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）において、院内掲示等により「患者への医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること」等の利用目的を周知し、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の同意があったものとされる。しかし、地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有についてはこうした取扱いをし得るか明らかではないため、一人一人の患者に対し、医療機関等ごとに個別の同意を取得しているケースがあり、その負担が地域医療連携ネットワークの普及が進まない一因となっているとの意見もある。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

地域医療連携ネットワークにおける個別同意の取得に係る負担軽減のため、同ネットワークにおける医療機関間の患者情報共有を目的とする患者本人の同意のあり方について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」の示す、利用目的を院内掲示等で公表し患者から明示的に留保の意思表示がないことを確認するという方法を採用し得るかを含めて検討し、結論を得る。

## カ 健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放

【令和元年度検討開始、令和 2 年度上期結論・措置】

### <基本的考え方>

レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下、「NDB」という。）は、国民の診療レセプトや特定健診の情報を悉皆的に収集する世界でも稀にみる医療ビッグデータであり、効果的な活用が期待されている。しかし、その具体的な提供方法は「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」（平成 28 年 8 月 31 日厚生労働省）に定められるとおり、データの提供先は、国の行政機関・都道府県・市区町村等に限定され、民間企業への提供はなされていない。また、今般、NDB、介護レセプトや要介護認定の情報を悉皆的に収集する介護保険総合データベース（以下、「介護DB」という。）等のデータベースを連結して分析する基盤検討が行われているが、これらデータの提供方法は明らかではない。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a NDBの利用目的等を定める高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の改正に併せて、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえ、提供にかかる審査基準・手続等を検

討し、ガイドラインとして公表する。

- b NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえて、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。

## キ 患者本人による診療録等の個人情報の本人開示請求の適切なあり方

【令和元年度検討・結論・措置】

### ＜基本的考え方＞

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第28条第1項において、本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができることとされており、当該規定に基づき、患者本人は、自らのカルテやレセプト等、自らの診療に関わる記録の開示を求めることができる。個人情報取扱事業者が開示の請求を受けたときは、同法第33条により「手数料を徴収することができる」とされているところ、同条第2項において「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない」とされている。しかし、このほど厚生労働省が実施した実態調査結果によれば、いまだに高額な開示手数料を徴収している医療機関もあるなどの実態が明らかになった。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

患者本人の診療録等、個人情報の開示請求に当たっては、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で手数料の額を設定することが求められるところ、高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されることにならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明らかにする。

## (2) 患者による医薬品情報へのアクセス改善

【令和元年度検討・結論・措置】

### ＜基本的考え方＞

医療用医薬品については、その適正な使用を確かなものとし、また、手術や放射線治療等その他の選択肢を逸することがないように、患者を含めた一般人向けの広告が禁止されている。当該広告規制の必要性は認められるものの、広告の定義が不明確であるとの意見があり、特定の医薬品による副作用情報等、客観的な情報の提供までもが広告に該当するおそれがあると製薬企業等において拡大解釈されている。その結果、患者の医薬品情報に対するアクセスに支障を来しており、その改善が求められる。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

医療用医薬品に係る客観的な情報の提供や、副作用について患者からの問い合



わせを受けて回答する場合など、医療用医薬品に係る情報提供について、医療現場への影響なども考慮して広告該当性との整理も含め、Q&A等にまとめて公表する。

### (3) 機能性表示食品制度の運用改善

#### ア 機能性表示食品に対する法執行方針の明確化

【令和元年度検討・結論・措置】

##### <基本的考え方>

機能性表示食品は、科学的根拠に裏付けられた機能性を商品パッケージに表示する食品であり、事業者の責任において消費者庁に届け出ることとされている。そのため、機能性表示食品の広告・宣伝内容が科学的根拠を欠く場合、景品表示法等の関係法令による処分を受けるのは、事業者の責任に他ならない。しかしながら、表示の科学的根拠を欠く場合、複数の是正措置（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく行政指導による撤回、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）（以下「景品表示法」という。）に基づく措置命令等）のうちいずれを講じられるかの予見性に乏しく、事業者の委縮や不公平感をもたらしているとの意見がある。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

機能性表示食品を製造販売する事業者の事業活動を委縮させないよう、機能性を裏付ける科学的根拠について、どのような場合にその科学的根拠を欠くものとして景品表示法による処分の対象となるのか、「食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針」（平成 27 年 3 月 20 日消費者庁次長、国税庁審議官、農林水産省消費・安全局長通知）も参照の上、ガイドライン等で考え方を整理・公表する。

#### イ 機能性表示食品制度の運用における連携強化

【令和元年度検討・結論・措置】

##### <基本的考え方>

機能性表示食品は食品表示法に基づく制度であるが、その広告・宣伝が誇大広告等に該当する場合、景品表示法による処分の対象となる。広告規制の一般法たる景品表示法による規制を受けるのは当然であるものの、個別文言でなく内容全体から総合的に違法性を判断するため、事業者が機能性表示食品として届け出の際に景品表示法上の問題の有無を予見することが困難となっている。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

事業者が届出の段階において販売後の関係法令上の問題点も自ら把握できるよう、機能性表示食品の届出とその事後規制に関わる規制所管課室で連携して事後チェックの透明性向上に係るガイドラインを作成・公表するとともに、事

業者の自主的な表示適正化の取組を支援する。また、事後規制に関わる規制所管課室は、第三者的な役割を持つ機関あるいは組織の活用等により、透明性のある法執行の仕組みを構築する。

#### (4) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

【令和元年度検討・結論、令和2年度措置】

##### <基本的考え方>

当会議では、行政手続の簡素化について、i.行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、ii.同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、iii.書式・様式の統一の3原則を掲げて取り組んでいるところ、日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）の各種手続についてもこれら3原則に照らして効率化を検討した。

AMEDは医療分野の研究開発の司令塔機能を備えた組織であり、産学官連携を進めながら医療研究開発のスピードを加速させ、その研究成果の一刻も早い実用化に向けた大きな役割を担っているが、研究機関がAMED公募の研究事業に参加する場合に必要な申請、委託契約、成果報告等の各種手続の煩雑さが、研究機関にとって大きな負担になっているとの指摘がある。

また、AMEDを含む各規制所管府省が所管する競争的資金制度を中心とした研究開発管理については、平成20年に、関連する一連のプロセス「応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等」の簡素化・合理化・効率化を図るためのオンライン・システム（府省共通研究開発管理システム（以下「e-R a d」という。))の運用が開始されているが、e-R a dで行う応募申請手続が非効率との指摘がある。

AMED手続においては、研究機関がAMEDの研究事業に申請する際、e-R a dに直接入力するとともに同じ情報を入力した電子ファイルをe-R a dへアップロードすることとされており、入力を二度行う非効率を生んでいる。

また、研究受託機関が再委託先と再委託契約を締結する際、契約書の作成やその文言の調整等に労力を費やしている。

さらに、研究開発参加者が異動する都度、研究開発参加者リストの変更届の提出が求められることや、公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類が事業ごとに異なることも、手続コストを増大させる一因となっている。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

##### <実施事項>

- a 研究事業に係る各種手続について、e-R a dの機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。
- b 研究機関が再委託契約を締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のひな型を提示する。
- c 研究開発参加者リストの変更届について、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。
- d 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関

からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。

## (5) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

【a, b : 令和元年度検討・結論・措置、  
c : 令和元年度検討・中間報告、令和2年度結論・措置】

### <基本的考え方>

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）における審査の効率化と統一性の確保について、平成28年6月の規制改革実施計画を受けて厚生労働省が開催した有識者検討会において検討がなされ、平成29年1月に「データヘルズ時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会報告書」が取りまとめられた。これに基づく平成29年7月の「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」では、「審査支払新システムの構築」「審査業務の効率化」「支部間差異の解消」「審査委員会のガバナンス強化」「組織・体制の見直し」等の具体的計画が公表され、当会議においても、その進捗をフォローアップしてきた。

第198回国会においては、これらを可能とする社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の改正が可決されたところであるが、引き続き、これまでの進捗を踏まえて、具体化された改革の工程を、フォローアップしていく必要がある。以上の基本的な考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 審査事務局におけるレセプト事務点検業務等を、全国地域に10程度設置予定の審査事務センターへ集約する計画について、その具体的な工程を明らかにし、公表する。
- b コンピュータチェックルールの本部集約による「支部間の不合理な差異の解消」、及び、コンピュータチェックルールの公開に関する実績・効果等について、実施状況を確認し、公表する。
- c 支払基金と国保中央会等の審査支払機能の効率的な在り方について、その担い手となる各都道府県の審査委員会の役割と必要性や審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の可能性に特に留意しつつ、その具体的な方針・対象業務・工程を明らかにし、公表する。

## (6) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

医療・介護ワーキング・グループにおいては、これまでの規制改革実施計画から「ア オンライン医療の普及促進」「イ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」「ウ 医薬品医療機器総合機構（PMDA）の行政手続コストカット」「エ 患者申出療養制度の普及」「オ 機能性表示食品制度等の見直し」及び「カ 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」を今期の重点的フォローアップ事項に選定し、集中的な議論を重ねた。

### ア オンライン医療の普及促進

オンライン診療について、規制改革実施計画に従い平成30年度においてルー

ルの更新（Q&Aの作成）が実施されたことを確認した。今後も状況に合わせ、例えば初診対面の例外など患者や医療関係者の利用に資するよう「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が毎年6月を目途に更新されることも確認した。

また、オンライン服薬指導については、薬剤の適正な使用を確保することを前提にオンラインでの服薬指導を行うことを可能とする方向で検討が進んでいることを確認した。薬機法改正法案の審議状況を踏まえつつ、今後検討が予定されているオンライン服薬指導の詳細なルールの内容についても引き続き動向を注視していく。

さらに、電子処方箋については、令和元年度下期中にガイドラインを改定するなど、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程を確認した。その他服薬指導の場所の見直し等についても規制改革実施計画どおりの進捗を確認したが、今後ともオンライン診療、オンライン服薬指導の普及促進に向け実施状況をフォローアップしていく。

## イ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

平成30年度検討・結論・措置となっていた、支部の集約化・統合化の実現・審査の一元化・手数料体系見直しに向けた取組を中心にフォローアップを行った。新コンピュータシステム構築の進捗状況に遅れが認められるほかは、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。今後とも令和2年度の完了予定まで、引き続きフォローアップを行っていく。

## ウ 医薬品医療機器総合機構（PMDA）の行政手続コストカット

PMDAによる審査の効率化について、平成30年度検討・結論・措置の諸項目を中心にフォローアップを行い、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。令和元年度以降に検討・結論・措置の諸項目について、引き続きフォローアップを行っていく。

## エ 患者申出療養制度の普及

平成30年12月時点、患者申出療養制度の相談件数は118件、うち既存の先進医療や治験等により対応された件数が19件であり、最終的に既存技術以外の新たな治療法を希望し承認された技術は6件となっている。かかる状況に対し、平成30年度の規制改革実施計画に基づき同年度後半を中心に、患者が制度を迅速に利用できるよう、がん遺伝子パネル検査後に想定される治療等の申請に必要な臨床研究計画書の先行作成、書類作成の簡素化等の措置を講じたことを確認した。また患者申出療養制度が患者、医療従事者に適切に認知されるよう、制度の説明パンフレット及びホームページの改定などの措置も実施したことを確認した。今後とも更なる制度の普及に向け状況を注視していく。

## オ 機能性表示食品制度等の見直し

平成30年度検討・結論となっていた食薬区分（昭和46年通知）に係る考え方の明確化及び相談・申請についての体制整備を中心にフォローアップを行い、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。令和元年度以降に措置することとされ

ている項目について、引き続きフォローアップを行っていく。

#### **カ 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現**

平成 30 年度検討・結論・措置となっていた、訪問介護サービスや通所介護サービスの現場において介護保険内・外サービスの柔軟な組合せが適切に行われるルールの明確化を中心にフォローアップを行った。「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成 30 年 9 月 28 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知）が発出される等、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。今後とも東京都豊島区特区事業である「選択的介護モデル事業」等の進捗も踏まえて、引き続きフォローアップを行っていく。

#### 4. 保育・雇用分野

現在、我が国は、少子化に伴う労働力人口の減少と、新規事業領域の開拓という大きな課題に直面している。今後も日本が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な働き手が労働市場に参画するよう促し、人材不足を克服することが重要である。ライフスタイルの多様化や、夫婦協力による育児、家族の介護等、個々の抱える事情に合った働き方を望む者は年々増えている。働きたいと願う誰もが、安心して就労できる環境づくりが求められる。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

##### (1) ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの特化

【a：令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、  
b, c：令和元年度中調査を実施し、その結果を踏まえ検討開始】

###### <基本的考え方>

我が国においては、労働契約の締結時に、詳細な労働条件について明確な合意がなされないことがあり、企業の包括的な指示のもとで、自身の労働条件が曖昧なまま働いている労働者は少なくない。ジョブ型（勤務地限定、職務限定等）を含む多様な働き方のニーズが高まる中、個々の労働者と使用者間の文書による労働条件の確認と合意は、予見可能性の高い納得ある働き方を担保し、労使間の個別紛争の未然防止の観点からも欠かせない。

また、有期労働契約が更新されて通算5年を超えた労働者に対する無期転換ルールによって、安定した雇用へのルートが制度化されたにも関わらず、その周知が必ずしも十分でなく、制度を認知し正社員化を希望しながらも、転勤や残業を強制されるような無限定な働き方を憂慮するあまり、その活用が進んでいないとの指摘がある。

したがって、労働契約の合意の原則を普及・定着させるために「ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの特化に関する意見」（令和元年5月20日）の実現に向け、政府は以下の措置を講ずるべきである。

###### <実施事項>

- a 厚生労働省は、「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）、職務、勤務時間等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面（電子書面を含む。）による確認が確実に行われるよう、以下のような方策について検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。
  - ・労働基準関係法令に規定する使用者による労働条件の明示事項について、勤務地変更（転勤）の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策
  - ・労働基準法に規定する就業規則の記載内容について、労働者の勤務地の限定を行う場合には、その旨が就業規則に記載されるような方策
  - ・労働契約法に規定する労働契約の内容の確認について、職務や勤務地等の限定の内容について書面で確実に確認できるような方策
- b 厚生労働省は、無期転換ルールの適用状況について労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の実施状況を検証する。

- c 厚生労働省は、無期転換ルールが周知されるよう、有期労働契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業は当該労働者に対して無期転換ルールの内容を通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

## (2) 介護離職ゼロに向けた対策の強化

### ア 介護休暇制度の更なる柔軟化

【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

政府は「介護離職ゼロ」に向けた取組を掲げ、介護サービスの拡充や仕事と介護の両立支援制度の整備を進めてきた。しかし、働きながら介護をする労働者は今後もさらに増え続けると見込まれるため、より一層の取組が必要である。

近年顕著に増加している認知症介護の場合、認知症の症状である徘徊や暴行等のBPSDが要因となり、家族介護者が突発的な対応を余儀なくされることが多い。また、認知症は症状が徐々に進行する特徴があるため、変化に応じてケアプランの見直しを行う等、家族介護者が介護専門職と相談できる機会の確保が不可欠である。こうした相談は短時間で済む場合が多いが、現行の介護休暇は取得単位が「半日」であるため、所要時間に応じた小刻みの取得ができない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

厚生労働省は、介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずる。

### イ 介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底

【令和2年度措置】

#### <基本的考え方>

介護と仕事の両立のために両立支援制度があるにもかかわらず、家族介護者のうち9割以上が介護休暇と介護休業のいずれも利用したことがなく、同制度の認識がある者は家族介護者の42.2%にとどまる。また、労働政策研究・研修機構の報告では、勤務先に介護休業制度があることを認識していた労働者の介護離職率は、認識がなかった者の約半分に低下することが示されている。この結果を援用して、現在の制度の認知度が仮に100%になった場合の離職率を試算すると、現状の離職率15.0%から4割程度低下することになる<sup>1</sup>。これは、介護離職者の約75%を占める女性のキャリア継続に効果が大きい。

このため、介護に直面する前から必要な情報を受け取ることができる仕組みが必要である。労働者が介護休暇、介護休業を申請できる対象家族はどこまでか

<sup>1</sup> 介護休業制度を知っている者の離職率は8.8%である一方、制度を知らない者の離職率は19.5%である（「介護者の就業と離職に関する調査」（平成28年5月31日））。介護休業、休暇制度を知っている者は家族介護者の42.2%であるため（「介護施策に関する行政評価・監視 結果報告書」（平成30年6月19日））、平均の介護離職率を、人数で重みづけした平均（加重平均）として見積もった（ $8.8\% \times 42.2/100 + 19.5\% \times 57.8/100 = 15.0\%$ ）。

認知度が100%に達した場合、介護離職率は同制度を知っている者の離職率（8.8%）に等しくなると考えられるため、離職率の低下を4割（ $15.0\% \rightarrow 8.8\%$ ）と試算した。

いう範囲等、当事者の立場に立った情報提供が必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、労働者が介護保険の第2号被保険者になる時点（40歳）で、両立支援制度や介護保険制度に関する周知について、医療保険者等に対し「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について」（平成30年10月1日付老介発1001第2号）を発出し、協力を依頼しているが、改めて通知を発出し、周知の徹底を図る。家族介護者の介護負担軽減のための相談窓口として地域包括支援センターが活用できることを労働者に周知されるよう、両立支援制度関係のパンフレット等において、地域包括支援センターの記載を行う。
- b 厚生労働省は、ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催やその受講を評価する仕組みを通じて、ケアマネジャーへの情報提供や支援を行う。

### (3) 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備

我が国の外国人労働者は近年増加の一途にある。昨年の調査によると、我が国で働く外国人の数及び受入れ企業は共に過去最高の数値を更新した。また、外国人労働者は近年多国籍化し、就労目的や抱えている背景も多様化している。平成31年4月に施行された改正出入国管理法により、新たな在留資格である「特定技能」の労働者の受入れも開始された。外国人労働者が、その能力を最大限発揮するためには、就労の場で上司や同僚と不自由なくコミュニケーションできるレベルの日本語能力が必要である。

政府は、外国人との共生の上で、日本語能力がお互いの安心感をもたらすために必要不可欠であるという認識に立って、外国人が就労する企業、その生活の場である地方自治体において、就労のための日本語教育を支援する枠組みを整備しなければならない。このため、以下の措置を講ずるべきである。

#### ア 企業支援（就労のための日本語教育）

【令和2年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

生活、就学、就労等、日本語教育はその目的に応じて、内容、方法、評価基準が異なってしかるべきであり、特に就労目的の場合、在留資格や職種により必要とされるレベルが異なる。現在の日本語学校の中には、就職のための日本語教育の成果を上げている機関も存在するが、就労者教育の専門性の観点での認証・評価がされておらず、質にばらつきがある。また、外国人を受け入れている企業の中でも中小企業にあつては、単独で日本語教育を実施することは困難であると思われるが、国は、就労に必要な日本語習得を求める企業に対して、情報提供はじめ十分な支援体制を整えているとは言い難い。

また、厚生労働省がこれまで委託事業として実施してきた「外国人就労・定着支援研修事業」は、研修対象者が限られており、また当該事業の研修カリキュラムの概要も公表されていない。



## ＜実施事項＞

- a 厚生労働省は、外国人の就労に必要な基礎レベルの日本語能力を身につけるためのモデルカリキュラムとして、「外国人就労・定着支援研修事業」の認知度を高める工夫をし、また、その研修カリキュラムの概要を、外国人を雇用する企業等へ公表する。
- b 厚生労働省は、「外国人就労・定着支援研修事業」の成果を踏まえ、日本語能力の向上を必要とする外国人就労者が当該研修を受講できるよう、対象者数等の拡大を検討する。

## イ 地方自治体支援（就労のための日本語教育）

【a：令和元年度措置、b, c, d：令和2年度措置】

### ＜基本的考え方＞

日本語教育における地方自治体の関与度のばらつきが大きい。多くの地方自治体は地域のボランティア主体の日本語教育組織について、把握、支援ができておらず、そのため連携による体制整備も進んでいない。

地方自治体が在留外国人への情報提供及び相談を行う目的で、新たに設置する、多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営について相談を求める地方自治体がある中、先行自治体の経験に基づく知見が共有されていない。

## ＜実施事項＞

- a 法務省は、多文化共生総合相談ワンストップセンターで外国人相談者や外国人を受け入れている企業等の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供が行われるよう促す。
- b 法務省は、地方自治体における多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営状況を検証し、同センターの機能充実に向けた策を講じる。
- c 文部科学省は未来を見据え、その体制を強化し、在留する外国人が生活する全ての地方自治体が、地域の実情を踏まえて積極的に関わっていけるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業<sup>2</sup>」の改善・充実を図り、その活用を促進し、地域社会における日本語教育の重要性を周知する。
- d 文部科学省は、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の実施地域における成果を踏まえて優良事例を活用するための策を講じる。

## ウ 教育に関わる人材（担い手）の育成・確保

【a：令和2年度措置、b：令和元年度措置】

### ＜基本的考え方＞

コミュニケーション能力、ビジネスマナー等、日本での就業に必要なスキルを教える日本語教育者を育成するための標準プログラムが普及しておらず、日本語教育機関が提供するカリキュラムを修了する等、定められたスキルを習得して就労のための日本語教育者となったとしても活躍の場が少なく、または処遇も低

<sup>2</sup> 外国人が日本語能力を身に付けられるよう、地方自治体が関係機関と日本語教育環境を強化する体制づくりを行うための文化庁の事業。

い。

### ＜実施事項＞

- a 文部科学省は、「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」<sup>3</sup>を更に展開し、就労者に対する日本語教師のための研修カリキュラムの一層の普及に努め、その効果を検証する。
- b 厚生労働省は、求職者支援制度<sup>4</sup>により、定年退職者等の離職者や子育てを終えた者等を含めた就労のための日本語教育者の育成プログラムが実施可能であることを民間教育訓練機関に周知し、上記制度の積極的な活用を図る。

## エ 教育内容の質の確保

【a：令和3年度措置、b：令和2年度措置】

### ＜基本的考え方＞

就労先と日本語教育機関との間で、外国人労働者の日本語教育の目的や達成レベルについて共通認識が持たれず、能力育成の目的が達成されない場合がある。

### ＜実施事項＞

- a 文部科学省は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準（日本版CEFR）のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。
- b 厚生労働省は、就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。

## (4) 年休の取得しやすさ向上に向けた取組

【a：令和元年度調査の検討、令和2年度調査開始、調査結果を得次第、検討・結論、b：令和2年度上期措置、c：令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

年次有給休暇（以下「年休」という。）の趣旨は、労働者の心身の休息のために、まとまった日数の休暇を取得することとされる。年休は、労働者に当然に備わった「権利」として法律で保障されており、使用者は、勤続6か月以上の労働者に対し、年間10日間以上の有給休暇を与えることとされている。しかし我が国の年休の取得率は、50%前後と先進国の中で際立って低く、この傾向は30年間変わらない。

年休は、一日単位の取得が原則であるところ、平成20年に改正された労働基準法により、労働者のワーク・ライフ・バランスを進める観点から、労使協定の締結を条件に、時間単位の取得も認められた。しかしながら、取得できる日数は5日に限られる上に、当該制度を整えている企業も全体の約2割に過ぎない。政府は、多様な背景に応じ労働者が、期間の長短を含め、休み方を主体的に決定でき

<sup>3</sup> 平成31年3月に文化審議会国語分科会が「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」改定版を取りまとめ、「就労者に対する日本語教師」に求められる資質・能力及び教育内容、研修モデルが示された。現在、「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」にて研修カリキュラムが開発・実施されている。

<sup>4</sup> 雇用保険を受給できない求職者への無料の職業訓練や給付金支給等のハローワークでの就職支援を行う厚生労働省の事業。

る環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現のみならず、働き手誰もが仕事と個々の事情を両立し、持続的に安心して働くことができるようにするために、年休を労働者のニーズに応じて柔軟に取得できるよう、一層使いやすいものにするべきである。

時間単位年休は、その制度が導入・適用されていない労働者の7割が希望しており<sup>5</sup>、企業と労働者双方に対する制度の周知が十分に図られていないこと、また、年休取得が労働者の当然の権利であること等への労働者自身の理解不足があるとの指摘もある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 厚生労働省は、年休の時間単位取得について盛り込まれた平成20年の法改正から相当程度の期間が経過していることを踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の年休の時間単位取得について、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。
- b 厚生労働省は、年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じて制度の啓発及び普及に取り組む。
- c 厚生労働省は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報を女性の活躍推進企業データベースにも反映することも検討する。

### (5) 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化

【a：令和元年度措置、b, c：令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

高卒の採用選考は、全国統一的に採用選考期日等の申合せを行った上で、都道府県ごとの状況に応じて具体的運用がなされている。

現在も広く普及している「1人1社制」と呼ばれる学校による就職斡旋の仕組みについては、高校生の就職の機会を保障しようとするあまり、かえって当事者の主体性を過度に制限しているのではないかという意見や、現行の採用選考のやり方について、当事者である高校生や保護者の希望や意向が十分に反映されていないのではないか、という意見がある。

また、就職後3年以内の離職率が約4割にのぼり、特に就職1年以内の離職率が大学卒に比べて高いという結果から、就職後の支援の充実に加えて、採用選考の選択肢を広げる余地があるのではないか、との指摘もある。

現在、『骨太方針2018』を踏まえ、文部科学省・厚生労働省による「高等学校就職問題検討会議」において、高卒就職慣行の在り方等について議論がなされており、以上の基本的考え方も踏まえた検討を行うべきである。

<sup>5</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」（平成23年）

### ＜実施事項＞

- a 文部科学省及び厚生労働省は、高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組みをどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて早急に実態の分析を行う。
- b 文部科学省及び厚生労働省は、企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、高校の現場が生徒に対する教育・指導に活用できる方策を検討する。
- c 文部科学省及び厚生労働省は、都道府県等と協力しながら、早期離職者の対応を含め、高卒就職者の定着支援を行う仕組みを整える。

## (6) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

【令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表】

### ＜基本的考え方＞

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）において、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことは、医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあること等から、原則として禁止されている。特別養護老人ホーム等においては、看護師が行う業務であっても労働者派遣事業を行うことが可能だが、日雇派遣は原則として禁止されている。一方、離職中の看護師の中にはライフスタイルと現状の勤務体系が合わないため、看護師資格を保有しながらも働けず、日雇派遣で働くことを求める声がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。

## (7) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

保育・雇用ワーキング・グループにおいては、これまでの平成30年11月の「規制改革推進に関する第4次答申」及び平成30年6月の規制改革実施計画から「放課後児童対策」及び「イ 待機児童対策」を今期の重点的フォローアップ事項に選定し、集中的な議論を重ねた。

### ア 放課後児童対策

上記「規制改革推進に関する第4次答申」における学童保育対策への対応状況について厚生労働省、文部科学省からヒアリングを行い、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内等で実施する「一体型」の政府目標達成に向けた工程表の策定や、児童の放課後の居場所確保の重要性が「小学校施設整備指針」に明記されたこと等、規制改革推進に関する第4次答申どおりの進捗を

確認した。引き続き両省の取組を確認していく。

## イ 待機児童対策

上記「規制改革実施計画」における待機児童対策への対応状況（平成 31 年 4 月 1 日時点）について厚生労働省からヒアリングを行った。待機児童対策協議会については、16 都府県に設置され、構成市間で保育士等の優先入所に関する協定を締結し、市境を超えた対策が行われる等、有益な仕組みとして活用されていることを確認した。2020 年度末の待機児童ゼロに向け、今後も厚生労働省の取組を確認していく。

## 5. 投資等分野

第四次産業革命がもたらしたA Iやビッグデータといった技術革新は、教育・通信・金融など、様々な分野で革新的なイノベーションを起こし、①すべての児童に世界最先端の質の高い教育を提供し、②利用者が新技术を活かした金融サービスを享受する道を開いている。これらの技術革新を積極的に取り入れるためには、迅速に制度整備を行うことが不可欠である。

また、銀行の出資規制や電力小売市場についても、地域活性化や競争促進の観点から、適切に見直しを進める必要がある。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (1) 教育における最新技術の活用

【a:令和元年度上期措置

b:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置

c:令和元年度検討・結論・措置

d:令和元年度検討開始、令和3年度までに結論、結論を得次第速やかに措置

e:令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置

f:令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置

g:令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

I C Tの発達により、日常生活でパソコン・タブレット・スマートフォン等のデバイスを持ち歩くのは当たり前の時代になった。一方、学校現場には旧態依然とした環境がいまだに色濃く残されている。小・中・高等学校等では、パソコンは児童生徒5.6人に1台の割合でしか設置されていない(2018年3月全国平均)。しかも多くの場合、学校へのスマートフォン等の持ち込みは禁止されている。子供たちは幼児期からデジタル機器に慣れ親しんでいるが、学校現場においては十分なデジタル環境が整えられていないのが現状である。

現在、世界は急速な変化のただ中にあり、しかも変化は加速している。今後社会に出る人材は、A Iやロボットには出来ない仕事を担い、新たな役割を社会で果たしていかななくてはならない。教育もこれまで積み重ねてきた礎の上に、こうした変化に柔軟に対応できる土台を作る必要がある。新たな技術革新や社会変革に対し、学校教育のモデルチェンジを迅速に繰り返す必要がある。例えば、これまでの学校の仕組みでは、原則として教員と児童生徒の1対多の関係のもと、教室全体の平均にあわせた授業をするしかなかった。そのため、授業についていけない児童生徒や、教員の話が物足りないと感じる児童生徒が出てきた。現在の技術の水準ならば、こうした従来の学校の限界を根本的に乗り越えることが可能である。データを活用して児童生徒個人ごとの学習プログラムを作り、個人の理解度を確認しながら、次の教材に進むように設計するなど、効果の高い教育が可能になる。同様に、音声や動画を用いたデジタル教科書の活用や、企業などによる新たな形での教育への参入など従来の「外部人材」の枠を超えた、高い専門性を有する外部人材の活用による特色ある教育の実現は、児童生徒へ高い効果が期待されることはもとより、教員に対しても新たな生きた知の提供がなされ、教育全体の質の向上に寄与するとともに、教員の業務負荷の軽減にも資することを忘

れてはならない。

世界を見渡せば、最新技術を活用して、未来仕様の学校を作る試みがあちこちで動いている。諸外国を見れば、「次世代の初等教育」を目指し、学年の概念を取り払って、生徒個人の強みや関心に応じた個別AIプログラムを提供する学校や、現場での社会課題の解決などの教科横断プロジェクトに取り組み、ソフトスキルを身につけることに力を入れる学校が存在する。我が国においても、通信制の枠組みとウェブなどの技術を活用し従来の科目授業を提供するとともに、生徒個人がやりたいことで思いきり力を伸ばす機会を提供することを特徴とした高等学校が出現し始めており、それらの動きを踏まえて、新たな学びの在り方について検討し、学校現場の十分な理解を得つつ、速やかに展開されるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a すべての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、すべての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。そのため、以下b～fに掲げる措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、文部科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。この取りまとめには、第4次答申（平成30年11月）で提言した「5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じ、工程表を含む中間取りまとめを行う」内容を含むものとする。
- b パソコンなどのデジタル機器（通信環境を含む）は、これからの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきものであることを学校教育の現場に十分浸透させるとともに、「パソコン（タブレット等を含む）1人1台」（BYODを含む）をはじめ、あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、aに掲げる工程表に位置付け、必要な措置を講じる。最新技術を活用した教育基盤について市町村による大きな格差がなくなるよう、市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査し、公表する（令和元年度）とともに、全国どこの地域の児童生徒にも必要な教育環境を提供する観点から、すべての自治体にICT環境整備に係る計画策定・実施を促し、教育現場におけるICTの活用を推進する。期限までにあるべき教育基盤を実現するために、必要に応じ国による是正措置を検討する。あわせて、自治体をまたがる共同調達の導入など、安価な環境整備に向けた具体策の検討や、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組などを推進し、学校のICT環境整備に必要な措置を講じる。
- c 教育における情報の利活用を促進するため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを行い、必要な措置を講じる。
  - ・教育現場において、公衆網を介したパブリック・クラウドの活用を前提（クラウド・バイ・デフォルト）とすることを明確にするとともに、これまで高等教育機関が利用してきた通信インフラの初等中等教育機関への開放等、ネ

ットワーク環境の充実化を図る。

- ・校務系と学習系のネットワークについて、より柔軟な方法によるセキュリティ対策を講じた上で校務系と学習系のシステム連携を進める。

また、自治体の条例でオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合）を制限する規定がある場合でも、教育現場において、セキュリティを備えたクラウドを導入することでオンライン結合が認められることをガイドラインとして示すなど、当面の措置を講じる（令和元年度上期）とともに、必要な更なる措置を講じる（令和元年度内）。

- d デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含めた最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講じる。
  - ・諸外国におけるデジタル教科書の活用状況について直ちに調査する。
  - ・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法について検討し、その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめる
  - ・デジタル化の利点を活かした児童生徒の学習に最適な教科書の媒体のあり方について検討し、必要な措置を講じる。
- e 高等学校の全日制の課程において、通信制教育で一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができることを周知する。
- f 児童生徒がどこにいても、どんな状況にあっても（例えば、不登校、病気療養など）、同時双方向による遠隔教育や最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を享受する環境を整備するための措置を講じる。
- g 最新技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負担の軽減に資する有効な手段でもあることから、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきた役割の範囲について、時代の変化に応じて柔軟に見直し、多様な外部人材を活用しながら、柔軟に対応できる新たな指導体制を実現することが必要である。そのため、従来 of 外部人材の枠を超えた外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるために必要な措置を講じる。

## (2) フィンテックによる多様な金融サービスの提供

### ア 資金移動業者の口座への賃金支払

【令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置（資金保全の仕組みの実現が前提）】

#### <基本的考え方>

労働者への賃金支払については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づき、原則として通貨で支払うこととされており、法令又は労働協約に定めがある場合については、通貨以外での支払が認められている。

銀行等の金融機関を経由しない資金移動業者を介した振込や送金が増加する



中、キャッシュレス社会の実現や外国人を含む労働者の利便性向上の観点から、資金移動業者の口座への賃金支払を認める必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているか等を管理する仕組み（資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など）やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講じる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないように留意する。

## イ 資金移動業の送金上限

【令和元年度検討、早期に結論・措置】

### ＜基本的考え方＞

為替取引については、銀行のほか、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）に基づき、少額（上限百万円）の取引に限り資金移動業者にも取り扱うことが認められている。しかしながら、個人や事業者間では銀行を経由せずに高額な為替取引を行うニーズが新たに生じており、現在、資金移動業者に取り扱うことが認められている為替取引の上限金額では十分に対応を行うことができない。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

利用者の利便性を向上させるため、銀行を介さずにスムーズに送金を行うことができるよう、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討を行い、必要な措置を講ずる。

## ウ 前払式支払手段の払戻し

【令和元年度実施】

### ＜基本的考え方＞

商品券やプリペイドカードなどの前払式支払手段については、その払戻しを認めた場合、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）において禁止される「預り金」に該当する疑義があるとの指摘等を踏まえ、原則として払戻しが禁止されている。

こうした中、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）の制定時から一段とキャッシュレス化が進展し、電子マネーが普及する現在において、商品券から発展してきた前払式支払手段の制度設計では、払戻しの禁止がキャッシュレス化を進める上で制約になりうる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されないことによる簡便性に留意しながら、検討を行う。

## エ 中小零細企業の資金調達の多様化

【a：令和元年度検討・結論、b：令和元年度実施】

### ＜基本的考え方＞

企業が行う売買や決済などの取引データに基づいて資金を融資するトランザクション・レンディングが普及し、迅速な融資の審査が可能になれば、これまで十分に対応することができなかった短期の資金ニーズに応えることができる。しかしながら、現行の法制度の枠組み（年利換算での金利上限規制）では貸し手が短期の融資コストに見合った額を回収することは難しいなどの制約があり、普及に至っていない。

また、株式市場においても、研究開発型企業を中心に、上場審査における予見可能性が低く、上場後も一定の売上げや利益水準を満たす必要があるなど、資金調達が難しいとの指摘がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

- a 中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、海外の法制度の調査を行う（令和元年度前半まで）。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に応えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。
- b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。

## オ 本人確認手続の効率化

【a：令和元年度検討・結論・措置、b：令和元年度上期中速やかに措置、c：即時、d：令和元年内できる限り早期】

### ＜基本的考え方＞

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）は、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融関係取引について、委託を受けた特定事業者が他の取引の際に既に本人確認を行っているときは本人確認を要しないものとしている。

これに対して、クレジットカードの発行契約については、金融関係取引と密接に関係があるにもかかわらず、委託を行うことができる取引に含まれておらず、他の特定事業者が行った本人確認を活用できないことから、グループ会社間の本人確認を行う際の阻害要因となる。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第13条第1項第1号及び第2号の規定に基づく顧客の本人確認を行った事業者が金融関係取引を委託して行うことにより、本人確認を要しないこととできるか否かについては解釈上の疑義があった。

そのほか、金融庁は平成 30 年に『委託には本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈を関係省庁に確認した』とホームページで公表したが、今年 5 月時点で、警察庁は「確認」を否定した。関係省庁の認識の食い違いは、行政としてあってはならないことであり、直ちに正確な法令解釈を共有し公表する必要がある。その上で、本人確認のみ委託することが認められないとする解釈がなされた場合は、関係業界からかねてよりこれを認めるよう要望がなされており、一度は容認する解釈が公表されていた経緯も踏まえ、できる限り早期に対応がなされるべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 取引の性質を踏まえつつ、本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講じる。
- b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき顧客の本人確認を行った事業者に委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により本人確認を要さないこととできるか否かについて解釈を明確化し、適切な方法で公表する。
- c 直ちに、金融庁と警察庁とで協議し、正確な法令解釈を明らかにし、公表・周知する。
- d 本人確認のみ委託が認められないとの法令解釈が確定した場合は、関係業界からのかねてからの要望や本件の経緯を踏まえ、適切な措置を早急に講じる。

### (3) 電力小売市場の活性化

電力小売市場は、平成 12 年以降段階的に自由化が進められ、平成 28 年の小売全面自由化により、一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。

小売全面自由化から 3 年が経過し、小売電気事業者間の競争は一定程度進展してきた。しかし、新規参入者のシェアは総販売電力量の約 15%にとどまり、決して高いとはいえず、旧一般電気事業者（旧来の電力会社。以下「大手電力会社」という。）や、その 100%子会社などの関連事業者がその販売量シェアを回復している地域もみられる（代理店・取次店を通じたものを含む。）。電力システム改革は本来、新規参入が活発になされ、大手電力会社が競争圧力に晒され、消費者・需要家がより安価で多様なサービスを受けることのできる競争環境の実現を目指してきたが、現状ではまだ、道半ばにも至っていない。

その最大の要因は、発電設備の約 8 割を大手電力会社等が保有しており、実質的には、大手電力会社が発電市場の独占力を梃子に小売市場における競争を制限し得る状況が残っていることである。

電力システム改革が本来目指してきた競争環境を実現するため、以下の措置を講ずるべきである。

## ア 大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給

【令和元年度措置】

### <基本的考え方>

大手電力会社から小売電気事業者への電力卸供給に当たっては、大手電力会社の小売部門が窓口となって売却が行われているケースが相当数ある。しかし、小売部門にとって、新規参入の小売事業者は競争相手であるため、卸供給の量を抑制する強い誘因がある。

また、市場で取引される電力の厚みを増すために、大手電力会社は内部の売買取引の一部を取引所経由で行う「グロス・ビディング」とよばれる取組を国の要請に応じて 2016 年に任意の取組として開始したが、このグロス・ビディングにおいても、売買入札を同一の担当者が実施しており、発電部門と小売部門の情報遮断が行われていない。そのため、小売部門と新規参入者とのイコールフットイングが実現していない。

小売電力市場を競争的に機能させるためには、発電部門を有する大手電力会社の小売部門と新規の小売事業者との競争条件の公平性を確保することが必要である。すなわち、大手電力会社の発電部門から、自社内の小売部門と、外部の小売事業者とに「内外無差別」で卸供給を行うことが望ましい。

### <実施事項>

- a 大手電力会社が行う電力の卸供給について、公正かつ有効な競争の観点から、発電部門が担うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示す。
- b グロス・ビディングにおいて、大手電力会社の発電部門と小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示す。

## イ 卸電力市場の透明性の確保

【令和元年度検討・結論】

### <基本的考え方>

卸電力市場の取引に当たっては、インサイダー取引を防止するために、一定規模以上の発電ユニットの計画停止・計画外停止や、送電設備の運用容量・使用状況に関する情報について、公開を行うこととされている。

しかし、これらの情報と同様に市場価格に重大な影響を及ぼし得る、発電所の稼働状況（燃料制約等の発電所の稼働に影響を与える情報等も含む。）については、公開が求められていない。そのため、発電所を有する大手電力会社とそれ以外の事業者とで情報の非対称性が生じることになり、インサイダー取引や相場操縦が行われる可能性も否定できない。

卸電力市場における適正な取引を促進するとともに、多様なプレイヤーにとっての市場に関する予測可能性を向上させる等の観点から、情報公開が適切に行われることが不可欠である。

### ＜実施事項＞

市場価格に重大な影響を及ぼし得る発電所の稼働状況等に関する情報（燃料制約等の発電所の稼働に影響を与える情報等も含む。）について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討を進め、結論を得る。

### ウ ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設

【令和元年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

一定量の電力を安定的にかつ低価格で供給できる電源を「ベースロード電源」といい、石炭火力、大型水力、原子力等がこれに含まれる。これらベースロード電源は大手電力会社が保有しており、新規電力事業者にはアクセスが困難である。そのため、ベースロード電源へのアクセスの公平性を実現するために、「ベースロード市場」の創設が検討され、本年中に開設の予定である。

この市場においては、大手電力会社が供出する価格が競争上適切であること、すなわち、自社内にベースロード電源を卸供給する価格と比べて不当に高くないことが極めて重要である。

### ＜実施事項＞

大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用（大量の電力を使う工場など）の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認する。

### エ 新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築

【令和元年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

低炭素社会の構築のために、小売電気事業者には、調達する電力の非化石電源（再生可能エネルギー、大型水力、原子力等）比率を2030年度までに44%以上にすることが、エネルギー供給構造高度化法によって求められている。そこで、非化石電源からの電力を分離して証書を発行し、非化石価値を取引する市場が創設された。

この制度においては、大型水力等の非化石電源を有しない新規参入の小売事業者の競争に与える影響にも十分留意することが重要である。

### ＜実施事項＞

非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いる。

## (4) 地方創生のための銀行の出資規制見直し

【令和元年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

地方の生産年齢人口の減少等を背景として、地域経済を牽引してきた中小企業

等は後継者難、人件費高騰の中での生産性向上など様々な課題に直面しており、これまで融資等の機能を中心に地域経済との関わりを持ってきた銀行は、出資を含む様々な形態でこうした地域の課題解決に貢献することが求められる状況となっている。

しかしながら、銀行の健全性確保を目的とする銀行法(昭和56年法律第59号)、銀行への過度な事業集中の防止を目的とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に定めるいわゆる「5%ルール」の下で、銀行等による他社の議決権保有は厳しく制限されており、例外的に許容されるケースであっても対象や期間は極めて限定的である。

以上の基本的考え方にに基づき、企業の実業性向上、地域活性化事業の実施、円滑な事業承継といった地域経済の持続的成長に向けた取組において銀行が求められる役割を果たせるよう、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 事業再生会社の議決権保有については、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が策定された案件で、銀行等以外の第三者が当該計画の策定に関与しているものであれば、裁判所の関与等があるものに限定せずに銀行本体による議決権保有が可能となるよう、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)に定める例外措置の要件を拡充するとともに、中小企業の議決権保有の上限期間は5年から10年に延長する。また、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)等を改定し、同様の案件について原則として公正取引委員会による認可が得られることを明確化する。
- b 投資専門子会社を通じた地域活性化事業会社の議決権保有については、株式会社地域経済活性化支援機構が関与する案件に限定された銀行法施行規則に定める例外措置の要件を拡充し、銀行以外の第三者が当該会社の事業計画の策定に関与する案件等にかかる議決権保有を可能とする。
- c 事業承継会社の議決権保有については、銀行法施行規則において、地域経済の課題となっている事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じた最大5年間、100%までの議決権保有を可能とする例外措置を新設する。

## (5) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

### ア モバイル市場における適正な競争環境の整備

モバイル市場における適正な競争環境の整備に関する検討状況について、総務省、公正取引委員会、消費者庁からヒアリングを行い、通信料金と端末料金の完全な分離を図る法的措置を含むルール整備や設備共用の環境整備のためのガイドライン整備など、平成30年度に実施すべき事項として第4次答申に定められた実施事項が執り行われていることを確認した。

### イ 電波制度改革

電波制度改革に関する検討状況について、総務省からヒアリングを行い、平成31年通常国会に電波利用料体系の見直しや電気通信業務用周波数の経済的価値

を踏まえた割当てなどを含む電波法改正案が提出され、成立したところ。引き続き改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応について注視していくこととした。

放送事業者の経営ガバナンスの確保について、現状把握を行い情報提供が行われていることを確認した。平成 30 年 6 月の規制改革実施計画の中で、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討するとされているところ、今後とも取組状況を注視していく。

同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行うため、年度内早期に関係省庁で開始される具体的な検討作業の状況について注視していく。

## 6. その他重要課題

各府省横断的な課題や、全体的に取り組むべき重要課題については、委員全員が参画する本会議で議論を行うこととしている。今期は、「総合取引所の実現」、「各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大」について審議を行った。また「副業・兼業、テレワークにおけるルールの特化」について、専門的検討を行うため、タスクフォースを設置して議論を行った。

### (1) 総合取引所の実現

【a: 令和元年度上期措置、b: 令和2年度上期措置、  
c: 電力の試験上場がなされた場合は2020年度（令和2年度）以降  
試験上場期間中に検討・結論、必要に応じて速やかに措置、  
d: 2020年度（令和2年度）以降速やかに措置】

#### <基本的考え方>

規制改革推進会議では、昨年11月に決定した第4次答申において、総合取引所のおおむね2020年度頃の可能な限り早期の実現に向けて提言を行った。本年3月に東京商品取引所（TOCOM）と日本取引所グループ（JPX）が経営統合の基本合意に至り、TOCOMをJPXの完全子会社とし、現在TOCOMに上場されている貴金属、ゴム、農産物などの商品をJPX傘下の大阪取引所へ移管することが決まったことは、総合取引所の実現への大きな一歩である。移管が決まった商品は、取引機会の拡大の観点から可能な限り早期に移管がなされることを望みたい。

また、第4次答申を受けて、金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」の要件が明確化された。要件では、すでにTOCOMに上場されている商品（商品金融指標を含む。以下同じ。）と同内容である商品（例えば、既上場のドバイ原油と同内容であるWTI原油やブレント原油）の場合は、当事業者が取引参加者の過半数を占めるという要件は不要とすることが示された。今後、大阪取引所に新たな商品デリバティブの上場申請がなされた場合は、今回明文化された同意要件が、高い透明性を確保し、かつ、グローバルな市場参加者から見ても理解を得られる形で適用されるべきである。

当会議では、平成30年6月の第3次答申において、電力先物市場の創設に先立ち、TOCOM単独での取組以外に、実績ある海外取引所との連携や総合取引所の創設とを比較検証することを要請してきた。本年4月に、TOCOMから経済産業省に試験上場の申請があった旨の公示がなされ、試験上場される際には、石油市場に上場して「エネルギー市場」と改組されることが示された。TOCOMがJPXの傘下に入ることで信用力は強化されるものの、人的資源や経験等の面からみて、信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場が形成されるかどうかは依然として懸念が残る。厚みのある電力先物市場の創設は、電力システム改革の完遂のために極めて重要であり、失敗は許されない。TOCOMへの試験上場の可否の決定は厳格に行い、認可した場合も試験上場の期間内に、総合取引所（大阪取引所）への移管を比較検証すべきである。

また、JPXとTOCOMの基本合意においては、「石油市場及び中京石油市場の各上場商品構成は当面移管しないこと」が取り決められた。しかし、石油・原油のデリバティブは、海外の総合取引所においては重要な取引対象であり、我が国で



も証券・金融分野とワンストップで取引可能とすることへのニーズは高い。

上記の電力先物を含むエネルギー商品デリバティブの扱いについては、TOCOMを傘下にもつJPXの経営判断ではあるものの、金融庁、経済産業省においては、世界市場における我が国のエネルギー商品先物が目指すべき位置付けや、プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計の観点から、引き続き関係者と協議を行うべきである。

総合取引所が実現することは重要な一步ではあるが、これだけで商品市場が活性化するわけではない。低迷の一途をたどってきた日本の商品市場が、このラストチャンスを生かして再び活力を取り戻せるよう、証券・金融分野と商品分野が一体となって知恵をしばり、迅速に施策を講ずることを望みたい。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

a 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第194条の6の2の規定に基づく、金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣による同意を運用するに当たって、既に商品取引所に上場又は試験上場されている商品又はこれらと同内容の商品については、取引参加者に当業者が含まれることを要件としないこととする。

また、新たに上場する商品に係る商品所管大臣の同意要件は、高い透明性を確保し、かつ、グローバルな市場参加者から見ても理解を得られる形で適用する。

b TOCOMに上場されている貴金属等の大阪取引所への移管及び日本証券クリアリング機構への清算一元化については、2020年度上半期を目途に移管できるよう、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。

c JPXとTOCOMの基本合意において、TOCOMでの上場を目指すとされている電力・LNGについては、電力の発送電分離が完成する2020年度以降、電力の試験上場の期間内に、大阪取引所への移管とを比較検証の上、市場のあり方について結論を得て、その実現のために必要な措置を講じる。なお、電力の試験上場の審査は、電力システム改革の重要性に鑑み、厳格に行う。

d JPXとTOCOMの基本合意において、TOCOMから当面移管しないとされた石油市場の商品については、移管の時期について、金融庁、経済産業省においても関係者との協議を行う。その際、商品市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。

- ・世界市場において我が国のエネルギー商品先物市場が目指すべき位置付け
- ・新規参入者の増加による流動性向上の確実性
- ・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計

## (2) 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

【a, c, e : 令和元年度措置、b, d : 令和元年度検討開始、速やかに措置】

### <基本的考え方>

女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要である。しかし、国家資格等の中には、旧姓の継続使用ができない

ものがいまだに存在している<sup>6</sup>。

女性就業者比率が高い資格を取り上げると、保育士や介護福祉士は、改姓後に登録証の書換えが義務付けられている。幼稚園教諭は、改姓後の書換え義務はないものの、免許状等への旧姓併記が制度上可能であることが明確化されていない。また、生命保険募集人は国家資格ではないが、保険募集人として財務局等に登録する際の氏名として旧姓は認められていない。

他方、医師、看護師等の医療関係の計 20 資格は、本年 1 月より免許証への旧姓併記を認める制度的対応が行われたが、各都道府県が免許発給等の事務を行う准看護師については対応が地域によって異なり、旧姓併記が認められない地域が存在する。

以上の基本的考え方にに基づき、少なくとも女性就業者率の高い上記資格について、旧姓を使用した活動が制度上担保されるよう以下の措置を講ずるべきである。その他の国家資格等についても、規制所管府省においてこれらに倣った対応を行い、政府を挙げて女性活躍のための環境整備を図るべきである。

### ＜実施事項＞

- a 保育士、介護福祉士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする。
- b 教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、必要なシステムの改修を行うとともに、免許状の様式を定める文部科学省令の改正により旧姓併記が可能である旨を明確化する。
- c 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成 17 年 8 月 12 日）等を改定し、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。
- d 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた大蔵省令の改正により旧姓の登録を可能とする。
- e 准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。

### (3) 副業・兼業、テレワークにおけるルールの明確化

#### ア 副業・兼業の促進

【令和元年に検討会で結論、  
結論を得次第労働政策審議会で議論を開始し、速やかに結論】

### ＜基本的考え方＞

副業・兼業は、本人の持つ技能の活用を通じた収入増や転職の可能性を広げるとともに、人手不足経済では労働資源の効率的な配分を図る上で効果的な手段で

<sup>6</sup> 「各種国家資格における旧姓使用の状況について」（平成 29 年 5 月 内閣府男女共同参画局）

ある。厚生労働省は平成 30 年 1 月に、副業・兼業に関するモデル就業規則を改定し、従来の許可制から、本業における勤務時間以外の時間には届出により副業・兼業ができることを原則とした。それにもかかわらず、企業の大部分は、副業・兼業を原則禁止とする立場を変えていない。この背景として、労働者の健康確保等労働者保護の徹底の観点から、本業と副業・兼業についての労働時間を通算することが労働基準法上、使用者に義務付けられている点がある。

現行では、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 38 条により、「事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と定められ、更に通達<sup>7</sup>により「事業主を異にする場合をも含む」とされている。

しかし、実際には、本業の使用者が副業・兼業先での労働時間を把握し、通算することは、実務上、相当の困難が伴う。労働者の自己申告を前提としても、この問題が解消されるわけではない。また、現行制度では、法定時間外労働は「後から結ばれた労働契約」で発生するという解釈により、主に副業の使用者が、時間外労働に対する割増賃金支払義務を負うとともに、時間外労働時間の上限規制の遵守の義務を負うこととなる。

こうした本業の使用者における副業・兼業者の労働時間の把握・通算に係る実務上の困難や、副業の使用者における割増賃金支払義務等の負担感等から、企業が副業・兼業の許容や副業・兼業者の受入れに関して過度に消極的な姿勢に陥ってしまっている恐れがある。

そもそも、時間外労働に対する使用者の割増賃金支払義務は、同一の使用者が過度に時間外労働に依存することの防止にあると考えるべきであり、労働者の自由な選択に基づく副業・兼業についての現行の通達の解釈は適切ではない。

このため、労働者の健康確保の重要性には十分留意しつつも、労働者にとって大きな利点のある副業・兼業の促進の視点から、労働時間の通算に関する現行制度の解釈・運用を適切に見直すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

厚生労働省は、労働者の健康確保や企業の実務の実効性の観点に留意しつつ、労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」における議論を加速化し、結論を得た上で速やかに労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。

## イ テレワークの促進

【a:令和元年度着手、令和 2 年度措置、b:令和 2 年度措置】

## ＜基本的考え方＞

在宅・サテライトオフィス・移動時間等を活用して働くテレワークは、大都市での通勤混雑を避けるとともに、労働者が自らの専門的な分野の業務により集中して働けるという利点大きい。また、育児や介護等との両立の難しさ、家族の

<sup>7</sup> 昭和 23 年 5 月 14 日労働基準局長通達

転勤等に伴う社員の不本意な離職を防ぐとともに、障害者や雇用機会の少ない地域の雇用拡大にもつながるなど、様々な利点がある。

政府も令和2年までに雇用型テレワーカーを平成28年度(7.7%)比の倍増という数値目標を掲げている<sup>8</sup>が、その目標実現には程遠い状況である。この要因として、以下が挙げられる。

まず、介護や育児等の事情から深夜時間帯も含めて働く時間を柔軟に選択したいという労働者の声が上がっているものの、そうしたニーズを明確に把握できる調査はされておらず、雇用型テレワーカーを増やすための適切な方策がとられているとは言えない。また、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省。以下、本項において「ガイドライン」という。)において、テレワークを行う際の長時間労働対策として「時間外・休日・深夜労働の原則禁止や使用者等による許可制とすること等」が有効とされているが、テレワークのみ殊更に深夜労働等の原則禁止を示すガイドラインの記載は、通常の事業場での働き方に比べて制約が大きいという認識を与えかねない。

以上の基本的考え方にに基づき、労働者が介護や育児等、個々の事情に応じて働く時間帯を柔軟に選択できるよう、テレワークについて以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズ調査を実施する。
- b aも踏まえつつ、ガイドラインで長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えかねない表現を見直す。

### ウ 副業としての日雇派遣

【令和元年度検討開始、速やかに結論】

### <基本的考え方>

日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者についての労働者派遣(以下「日雇派遣」という。)は、インターネットカフェ等に寝泊まりしながら、不安定な雇用形態で就業する者の存在が指摘されたこと等を発端として、平成24年から原則禁止とされている。副業の場合の日雇派遣は例外措置として認められているが、主たる業務における年収が500万円以上の者に限られる。

政府の方針として副業の推進が挙げられている現在、日雇派遣の形態で副業を行うことについて、現行規制を見直し、より広く認められてしかるべきである。労働者が本業の勤務時間外に、その専門的能力を生かして副業を行う場合、複数の派遣事業者に登録しておき、最も都合の良い場所や時間を選択できる日雇派遣は、労働者にとって極めて利便性が高い。また、企業にとっても、イベント等に関して急に生じた臨時的・一時的な雇用ニーズを満たすことができる。

<sup>8</sup> 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)

しかし、年収 500 万円以上の者という条件を付した現行規制の下では、派遣形態での副業を選択できる労働者は限られる。特に低所得の若い世代にとっては、事実上派遣による副業は閉ざされているに等しい。労働者がニーズに応じて、雇用手型、派遣型、自営型の副業を柔軟に選べるよう、副業の場合の日雇派遣の規制を緩和すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、副業の雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。

### (4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

#### ア 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革

平成 30 年 6 月の第 3 次答申では、国土交通省に対して、個々人の多種多様なニーズに応えられるような旅客・貨物運送事業の規制改革について検討を求めたところである。

同省では、タクシー事業者と連携し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えながら、ICT を活用した事前確定運賃、相乗りタクシーなどの導入に向けた制度整備を具体化させており、一定の評価ができる取組内容となっている。これら新たなサービスは、同大会の開催を待たず早期に導入すべきである。

他方、自家用有償運送事業、救援タクシー事業の在り方については、実施計画に沿って今年度中に結論を得るべく検討を進めることを引き続き求めたい。

自家用有償運送事業は、現在「交通空白地」における実施が要件とされている。ここで、通常のタクシー事業によって満たされないニーズは、過疎地など地理的要因のみならず、増加する観光客や高齢者など需要者側の要因、深夜時間帯やイベント開催時など時間的要因によっても生ずることに留意が必要である。したがって、「交通空白地」は、期間・区域・利用対象者など様々な側面から捉え、自家用車両を用いたサービスがニーズに応じて機動的かつきめ細かく実施できることを制度上明確にしていく必要がある。

また、自家用有償運送事業は、タクシー事業者による通常の旅客運送事業が成り立たない地域での事業であるという理由から、その実施主体は市町村又は NPO 法人等に限定されている。しかし、実際の運営はタクシー事業者に委託されており、自家用車両を用いる場合であれ、安全確保を含めてサービス提供に必要なノウハウ等を有するのはタクシー事業者にはほかならない。市町村等から委託を受ける形にとどまらず、タクシー事業者が実施主体となってサービスを最適かつ効率的に提供できるようにすることは、同事業を補助金に依存せず持続可能なものとしていく上で有用である。第 3 次答申の趣旨を踏まえて、引き続き検討を行うべきである。

救援タクシー事業については、実施可能な事業範囲の明確化を図るべく、「タクシー事業者が行う救援事業等について」（平成元年 6 月 29 日運輸省地域交通局自動車業務課長通達）の改定が行われたが、これにより、これまでになかった新たな

サービスが実施可能であることが十分明確にされたとは言いがたい。例えば、書類や鍵等の緊急かつ重要な届け物をタクシー事業者に預託することは、利用者の利便を高め、輸送の安全と両立させることも十分可能である。こうした多種多様なニーズに応えられる新たな仕組みについて検討すべきである。

### III 行政手続コストの削減

#### 1. 行政手続部会における取組

##### (1) 経緯

第14回会議（平成29年3月29日）において、内閣総理大臣の出席の下、事業者目線での規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に推進するため、「行政手続コスト（事業者の作業時間）の20%以上の削減（3年間）」、「簡素化の3原則」（①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、③書式・様式の統一）を決定した。各府省は、この決定に基づいて、同年6月に合計1223項目（年間手続件数8347万件）に及ぶ基本計画を策定した（本部会による集中点検を踏まえ昨年3月に改定）。また、事業者の行政手続コスト（作業時間）を計測した結果、合計約3億5千万時間（約9千億円相当）となった（昨年3月時点）。今期においては、各府省の基本計画の進捗状況の点検を行うため、昨年10月以来、合計19回ヒアリングを実施し、取組が不十分な事項について、対策の新たな導入・増強を要請した。その結果、取組が十分な成果を上げている分野もある一方、取組内容が曖昧であったり、上記の三原則の徹底が不十分な結果、当該分野について期待されている削減効果を達成するまでの道筋が未だに明確になっていないものもある。

そこで、政府全体としての目標を確実に達成するために、以下、取組強化の方向を示すこととする。

##### (2) オンライン申請の原則化に向けて

行政手続の電子化の徹底の観点からは、オンライン申請を原則化するとともに、オンライン利用率100%を目指して取り組むべきである（例えば、金融庁は、オンライン申請の原則化に向け環境整備を進める方針）。実際のオンライン利用率が低ければ、事業者の行政手続コスト20%以上の削減につながらない。そのためには、

- ① 法人向けの手続等においては、法人共通認証基盤（GビズID）を活用した一つのID・パスワードによる簡易な認証が重要である。社会保険や補助金の分野で先行的に進捗しつつある一方で、必ずしも検討が進んでいるとは評価しがたい手続も少なくない。内閣官房IT総合戦略室が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を活用したリスク分析を行い、セキュリティ上問題ないと評価される手続については原則全て導入すべきである。
- ② 使い勝手のよいシステムの構築も重要である。このため、事前のモニター調査（必ずしもデジタル手続に精通しないユーザーを対象とすべきである）を基本とし、内閣官房IT総合戦略室が責任をもって調査の結果がシステムの最終設計に適切に反映されているかをフォローすべきである。また、各府省は、特定の事業者だけではなく広範な民間申請ソフトウェア事業者に開発環境を提供するよう、誰でもアクセス可能な形でAPIをHP上に公開すべきである。
- ③ 添付書類の削減、完全な電子申請化の妨げになっている、不要な押印の省略にも、本格的に取り組むべきである。そのためには、許認可の発給後、実地検査等を通じて本人確認の機会が制度的に確保し得る手続等を中心に、事務執行のあり方を全面的に見直すべきである。また、デジタル化の前提として、自治体ごとに異なる書式・様式の統一や地方支分部局ごとに異なるローカル・ルールの撤廃等にも早急に取り組

むべきである。

### (3) 対策強化の必要性

各府省は、3年間の取組期間の最終年度である今年度において、上記事項に留意しつつ、「行政手続コスト削減に向けて」（昨年4月24日作成、本年6月改定予定）及び部会における指摘事項を踏まえて、行政手続コスト20%削減が確実に実現するよう、対策を更に強化すべきである。

特にコスト削減効果が十分に期待できていない手続については、他分野における様々な取組事例（応用可能なベストプラクティス）を参考にして、抜本的に対策を強化することが義務付けられる。

以上のような各府省の対策、及び各府省が取組期間の終了時点（今年度末）に計測した行政手続コストの実績値について、来年3月までを目途に点検・評価を行うべきである。

### (4) 地方自治体への展開

国のみならず、地方自治体においても、地方分権を原則としつつ、規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に推進することが重要である。本部会としても、今年度の重点課題として取り組んできており、先進的に取り組む地方自治体も増えてきている一方、全国的な浸透度から見た場合には満足すべき水準に達していない。地方行政のデジタル化は、地方自治体行政の効率化のみならず、事業者の利便性の向上の観点から、今後の地域社会・地域経済の維持・発展にとっては避けて通れない課題であり、デジタル手続法案の成立に併せて、早急に地方自治体への展開を図るべきである。その際、自治事務となっている許認可等の手続等については、所管府省が責任をもって申請書類等の押印の不要化に取り組むとともに、年間手続件数の多い手続を中心に、標準化・デジタル化の具体的な工程表を作成すべきである（例えば、厚生労働省が食品衛生法に係る手続について標準化・デジタル化）。

取組の進展が時代の要請に沿ったものとなっていない状態が今後においても続く場合には、行政手続の簡素化・標準化・デジタル化を地方自治体が抜本的に進めるための環境整備を国が行うことを内容とする、新たな法制度の検討も視野に入れるべきである。

## 2. 重点的に取り組むべき事項

### (1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化

【令和元年検討・結論、令和2年措置】

#### <基本的考え方>

個人事業主の高齢化が進む中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている（70代以上の経営者が80万人を超えており、その6割以上が事業承継を希望している）。

現状、個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合は簡素な届出で許認可等が承継できるのに対し、いわゆる生前贈与を含む事業譲渡の場合には、後継者が新規に許認可等を取得し直さなければならないという不合理な差異が生じているなどの手続上の問題があり、事業者の負担となっている。



こうした現状に対し、経済団体からは、酒小売業、クリーニング業、建設業、飲食店等の食品衛生法に定める 34 業種、旅館業、理・美容業（これら業種で個人事業主全体の 42%を占める）について、事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化することを求める要望が寄せられている。

規制所管府省は、個人事業主の早期の事業承継が喫緊の課題となっている点を認識の上、以下の措置を積極的に講じるべきである。

### ＜実施事項＞

- a 規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講じる。
- b 国土交通省は、新設予定の建設業許可の承継制度の施行に当たり、承継手続のために必要とされる提出書類の簡素化及び処理期間の短縮化を実施する。

## (2) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現

【令和 2 年 4 月からの導入を目指す】

### ＜基本的考え方＞

中小企業・小規模事業者にとって、従業員の入社・退社等のたびに、複数の社会保険の窓口（年金事務所、ハローワークなど）を回るものが負担となっている。現状でもオンライン申請は可能であるが、電子証明書（商業登記電子証明書の場合は年間手数料 7,900 円）による本人確認が必要となり普及は進んでいない。また、各種の補助金を申請する際に、同じ情報を重複して記載しなければならないことも、中小企業・小規模事業者の負担となっている。

2020 年 3 月までに行政手続コストの 20%以上の削減を行うという平成 29 年 5 月の第 1 次答申で示された目標や、令和 2 年 4 月から働き方改革関連法に基づき中小企業への時間外労働の上限規制が適用されることも踏まえると、令和 2 年度当初に中小企業・小規模事業者にとって負担の少ないオンライン手続を実現することを目指すべきである。

### ＜実施事項＞

- a 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険の就職、退職時等の手続について、法人共通認証基盤（GビズID）を活用し、一つの ID・パスワードで簡単にオンライン申請できるようにする。
- b 中小企業・小規模事業者を対象とした補助金については、申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム（J グランツ）を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、地方自治体にも活用を促す。あわせて、財務書類等の申請書類の標準化を進める。

### (3) 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

【a：令和元年度上期までに措置、b：令和3年度までに措置】

#### <基本的考え方>

平成30年11月の第4次答申において指摘したとおり、保育所入所の際の就労証明書について、地方自治体ごとに様式がバラバラであるとともに、一部ずつ紙に押印して作成する必要があることが、事業者の負担になっている。

平成29年来、国は、標準様式化、デジタル化に取り組んできたが、平成30年8月時点の調査では、標準的様式の普及率はいまだ全体の約40%（保育所等申込者数ベース）にとどまり、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない状況であった（導入率：東京23区で約9%、政令指定都市（人口100万人以上）で約18%）。この現状を踏まえ、経済団体の協力も得ながら、標準的様式の普及について地方自治体に働きかけるとともに、大都市での普及を目指し、大都市向けの標準的様式を新たに作成しているところである。

令和2年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とするという平成30年11月の第4次答申で示された目標を達成するため、引き続き、標準様式化、デジタル化に取り組む必要がある。

#### <実施事項>

- a 標準的様式の普及に向け、引き続き、あらゆるルートを通じて実効性ある形で地方自治体に働きかける。特に、現在、標準的様式を導入していない大都市に対しては、新たに作成する大都市向けの標準的様式について周知を行い、標準的様式の導入を働きかける。
- b 押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。

### (4) 行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開

【令和元年度以降、継続的に措置】

#### <基本的考え方>

地方自治体において、法律に基づく許認可の実務や各種の補助金の多くを担っている実態に鑑みれば、地方自治体の手続の簡素化を全国的に展開すれば、大きな効果が期待できる。

昨年6月以来、約30の地方自治体に対し、行政手続コストの削減について働きかけたところであり、国を上回る行政手続コストの削減目標（1年間で30%削減）を掲げて大きな成果を上げる等、一部の先進的な地方自治体（鳥取県、徳島県等）において、取組が実現しつつある。今後、さらに広範な地方自治体に、このような取組を展開すべきである。

- ① 先行的な地方自治体の簡素化の取組に関する事例集を作成し、各地方自治体に展開する。
- ② 個別の許認可等について、地方自治体からの国に対する具体的な申請項目・添付書類等の簡素化の要望を踏まえて、規制所管府省に簡素化の検討を要請する。
- ③ 個別分野（補助金、就労証明書等）における行政手続コスト削減の先行的な

取組と連携して、地方自治体に行政手続コスト削減を働きかける。

### ＜実施事項＞

各規制所管府省は必要に応じて関係省庁と連携し、次の点を重点的に取り組み、地方自治体に働きかけを行うべきである。

- a 根拠法令上は設定の認められてない独自のローカル・ルールを求めていることを理由に標準書式の採用を拒む例や、行政手続法（行政指導については各団体の行政手続条例）に反した過剰な申請書類等の補正指導を行っていることから、本来は必要のない窓口申請を求めていると疑われる事例があり、このような団体の存在は、デジタル化の障害となっているのみならず、過剰・不必要な補正等にかかる作業そのものが事業者にとって重い負担となっている。各府省は、法令違反の行政実務がなされないよう、所管法令の事務の実態を把握し、点検・是正に早急に取り組むべきである。
- b a の作業と併せて、手続のデジタル化に向けて、地方自治体が利用しやすい（地方の独自基準の追加も可能な）標準様式を作成し、その普及に取り組むべきである。
- c オンライン化原則に沿った検討の結果、所管事務について添付書類の削減や押印省略等の措置がとられた場合には、直ちにその内容を地方自治体に周知し、そのなかで、手続のオンライン化を推奨すべきである。その際には、全国の地方自治体におけるベストプラクティスを把握し、他の地方自治体に徹底すべきである。
- d 所管する事務のうち法人向けの手続等について法人共通認証基盤（GビズID）への参加を推奨し、あわせて、法人共通認証基盤（GビズID）との連携を確保しつつ、国・地方に共通した申請システムの構築を検討すべきである（その際、セキュリティとともに、使い勝手の良さについても、内閣官房 IT 総合戦略室のチェックを必ず受けるべきである）。

## 3. 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

### (1) 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減

民泊制度運営システムについては、観光庁において、法令に基づき事業者が求められる対応についてガイドライン機能を備える等の改修措置を平成 30 年度から令和元年度にかけて順次実施することとしている。あわせて、同システムについては、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日）を踏まえ、マイナンバーカードによる電子認証以外の本人確認方法の導入についても検討が開始されており、引き続き利便性の向上の観点を含め具体的なシステム改修等に取り組むべきである。

民泊サービスの実施に当たり必要な関連法令に基づく手続については以下の見直し等が行われているが、各規制所管府省において引き続き検討が進められる事項については、観光庁と連携して取り組むべきである。

- (a) 民泊サービスの遂行に伴い発生するゴミの処理については、環境省において、事業者が負担感を感じている事項への対応事例を収集し、各都道府県向け事務連

絡により周知を行っており、今期において必要とされる対応は、行われたものと評価できる。

(b) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく特定施設の届出等については、環境省において、都道府県等における条例の制定状況等に係る調査を順次実施している。同省では当該調査結果等を基に対処方針を検討する予定としており、一定の規模・態様のサービスについては届出等を要しない方向で早期に結論を得るべきである。

(c) 下水道法（昭和 33 年法律第 138 号）に基づく使用開始時期の届出等については、国土交通省において、水質汚濁防止法上の規制の取扱いを踏まえて検討が進められており、併せて早期に結論を得るべきである。

## (2) 軽自動車保有手続きにかかるオンライン・ワンストップサービスの実現

軽自動車の保有に際し発生する検査、税の納付、保管場所の届出といった行政手続きのオンライン・ワンストップ化を目指し、まずは継続検査時におけるオンライン申請が本年 5 月より可能となった。引き続き、その他の手続きについてもオンライン・ワンストップ化を目指し、取り組むべきである。

## (3) 地方自治体における書式・様式の改善

平成 30 年 6 月の規制改革実施計画に基づき実施することとされた地方自治体における書式・様式の改善につき、行政手続部会でフォローアップを行った。取組状況は別添のとおりであり、概ね同計画に基づいた措置が講ぜられているところであるが、引き続き、①新たに統一的・標準的な書式等の作成・検討を行うこととされているもの（注 1）については、工程表に沿って作成・検討を進める、②統一的・標準的な書式等の作成を行ったもの（注 2、添付書類の標準書式を作成したものを含む。）や既存の統一的・標準的な書式等の見直し等を行ったもの（注 3）については、普及へ向けた働きかけや普及率の調査などに継続的に取り組むことにより普及を進める、③その他の事項についても事業者の申請負担の軽減の観点から引き続き取組を進める必要がある。

(注 1) 競争入札参加資格審査申請書、納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）

(注 2) 給与等照会様式、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書、卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書（添付書類）、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書（添付書類）、麻薬小売業者の役員の変更届出書（添付書類を含む。）、沿道掘削施行協議書、臨時運行許可申請書

(注 3) 認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書、危険物保安監督者選任届出書、生活保護の決定・実施に係る照会文書、指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書、屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書



No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
1	認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書	施設型給付費等の請求(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条・附則第6条第1項)については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国5ヵ所で開催した自治体向けセミナーの場を活用し、セミナー終了後、各自治体担当者との意見交換会を実施。いただいた意見をもとに、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データを作成。保育所については基本分も含めた請求明細書を作成し、平成31年3月に地方自治体に通知した。また、「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」についても同年4月に、通知した。	平成30年度措置	内閣府
2	自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書	a 自動車保管場所証明申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項)及び自動車保管場所届出(同法第5条)並びに自動車の保有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号)については、 ・都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること	平成30年4月に、都道府県警察に対し、申請者等がダウンロードして電子計算機により作成可能な様式で自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書及び添付書面(以下「申請書等」という。)を掲載するように指示し、同年6月までに全ての都道府県警察で掲載を完了した。 また、同年7月に、都道府県警察に対し、申請書等については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)で定めた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、規則に定められた様式の申請書等であると認められ	a:平成30年措置	警察庁

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること</li> <li>・他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること</li> <li>・申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること</li> </ul> <p>について、平成30年中に都道府県警察に通知する。</p>	<p>る場合は自都道府県警察の様式以外であっても受理するとともに、これについて、窓口、ホームページ等で広報するほか、申請等を行う者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理にすることをしないようにするなど、申請等を行う者の負担を最小限に抑えることについて通達した。</p> <p>さらに、平成30年4月及び平成31年4月に開催された全国交通安全施設・交通規制等担当者会議において、上記通達が示達する内容と同旨の指示を行ったところであり、今後も全国会議等において、警察署の窓口担当者に適切な対応を徹底するよう、継続的に指導する。</p>		
		<p>b 自動車保管場所証明申請については、全国統一フォーマットによるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助言する。</p>	<p>平成30年7月及び平成31年2月に、OSSを全国展開すべく、導入未定の府県警察担当者に対し、予算確保や導入計画に関して対面で指導・助言を実施する機会を設けた。引き続き、導入未定の府県警察に対し、令和元年度以降の早期導入に向けた指導・助言を継続する。</p>	b, c: 平成30年度以降継続的に措置	
		<p>c 自動車保管場所届出については、全国統一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。</p>	<p>自動車保管場所届出（軽自動車）へのOSSの利用拡大のため、他の行政機関、軽自動車検査協会等の関係機関との連絡会議に参加して今後の連携等を確認するとともに、OSS推進警察協議会に対して、今後予定されるシステム更改において対象手続の拡大に対応できるよう、指導を実施した。さらに今後も関係省庁や団体と連携し、継続的に指導を実施する。</p>	b, c: 平成30年度以降継続的に措置	
3	競争入札参加資格審査	競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の	平成30年9月に「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロ	平成30年度検討開始	総務省

	査申請書	5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。	ボテイクスの活用に関する研究会」を総務省に設置し、競争入札参加資格審査申請書も含めた地方自治体における様式標準化等の議論を進めているところ。平成31年度中に当研究会において今後の進め方の方向性について結論を得る予定。 なお、研究会の議論と平行して、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の実態把握を進めているところ。 ※工程表別添		
4	納税証明書の交付申請書(競争入札参加資格審査申請用)	競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10)については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。	競争入札参加資格申請書に関する調査結果や工程表に基づく検討の状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ検討。	平成30年度検討開始	総務省
5	保険契約照会様式	a 保険契約照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条)については、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。 b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討	平成31年1月24日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、地方自治体に対して調査を実施したところ、現在使用している、または今後使用することを検討している地方自治体の割合は、都道府県で約7割、市町村で約5割となっており、さらなる利用の促進が必要。 上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。	a:平成30年度措置 b:標準書式が普及しない場合に平成30年度以	総務省



		する。		降検討	
6	給与等照会様式	給与等照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法第 141 条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成 30 年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ（平成 30 年度 3 回開催）でとりまとめた統一様式の使用について、平成 31 年 1 月 24 日に事務連絡を發出し、全地方自治体に要請。	平成 30 年度措置	総務省
7	個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成 30 年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。	事業者から比較的要請の強い固定資産税（償却資産）について、一般財団法人資産評価システム研究センターの償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会（平成 30 年度 4 回開催）の報告を踏まえ、今年度、まずは電子申告の機能向上を検討しつつ、電子納税の導入に向けた検討を行う予定。	a:平成 30 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	総務省
		b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。	平成 31 年 1 月 24 日に發出した事務連絡において、全地方自治体に対して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付の活用等の納税環境整備を要請。	b:平成 30 年度以降継続的に措置	
8	自動車税・自動車取得税の申告書	自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによる OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成 31 年度中に 43 都道府県に拡大見込みであるが、残りの 4 府県についても早急に導入するよう助言する。	47 都道府県が出席する OSS 都道府県税協議会や該当団体に出向き、導入を依頼済み。なお、残りの 4 府県のうち、1 県については令和元年度中に稼働予定。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
9	事業所	a 事業所税並びに法人の都道	平成 31 年 1 月 25 日に發出	a:平成 30	総務省

	税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	<p>府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国统一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p> <p>b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成 31 年 10 月に全国统一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。</p>	<p>した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。</p> <p>地方税共同機構が、令和元年 10 月の電子納付に対応できるよう、地方税共通納税システムを開発中。</p>	<p>年度以降継続的に措置</p> <p>b:平成 31 年 10 月措置</p>	
10	法人設立等届出書	<p>a 法人設立等の届出（地方税法第 317 条の 2 第 8 項）については、eLTAX システムを改修して、平成 31 年 9 月から全国统一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない 4 地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。</p> <p>b また、平成 31 年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。</p>	<p>令和元年 9 月からの一元的な電子的提出が可能となるよう、eLTAX を改修中。</p> <p>電子的提出に対応していない 3 地方自治体は昨年度中に対応。残る地方自治体も今年度中に対応。</p> <p>国税当局との電子的提出の一元化は、令和 2 年 3 月の開始に向けて、国税庁や地方税共同機構と連携してシステム改修の詳細を調整中。</p>	<p>a:平成 31 年 9 月措置（助言は平成 30 年度以降継続的に措置）</p> <p>b:平成 31 年度措置</p>	総務省
11	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	<p>給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（地方税法第 317 条の 6 第 2 項）及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書（同法第 321 条の 5 第 3 項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p>	<p>平成 31 年 1 月 25 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。</p>	<p>平成 30 年度以降継続的に措置</p>	総務省
12	給与支払報告書（総括表）	<p>給与支払報告書（地方税法第 317 条の 6 第 1 項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向</p>	<p>平成 31 年 1 月 25 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。</p>	<p>平成 30 年度以降継続的に措置</p>	総務省

		けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。			
13	特別徴収税額通知書	<p>a 特別徴収税額通知書（地方税法第 321 条の 4 第 1 項／特別徴収義務者用）については、eLTAX を利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成 30 年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</p> <p>b 特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村における eLTAX を利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。</p>	<p>全地方団体対象の eLTAX 全国説明会（7 月～9 月）において電子化への働きかけを実施。また、平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、地方団体に対し、電子化の積極的かつ早急な導入を要請。</p> <p>電子的通知の実現に向け、地方団体、関係機関及び企業担当者を交えて、実務上の課題及びその対応策について検討中。</p>	<p>a:平成 30 年度上期措置</p> <p>b:平成 30 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省
14	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出（地方税法第 321 条の 4 第 5 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 31 年 1 月 25 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
15	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	<p>各消防本部の書式を参考とした上で、標準様式案（「申請様式例」、「記入要領」及び「記入例」で構成。）を作成。当該書式案につき、昨年 11 月から 12 月にかけて全国消防長会危険物委員会委員の所属する消防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正。</p> <p>2 月に、消防庁危険物保安室長名で都道府県、東京消防庁及び各指定都市消防本部あてに標準書式例として通知（平成 31 年 2 月 14 日付け消防危第 34 号）。当該通知では、書式例を示すとともに、各自治体の HP に当該手続に係る各自治体で定めた書式を掲載するよう依頼。また、当該書式</p>	平成 30 年度措置	総務省

			等については、ワードファイル等を当省HPに掲載済( <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html</a> )。		
16	危険物保安監督者選任届出書	危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各消防本部の書式を参考とした上で、標準様式案（「申請様式例」、「記入要領」及び「記入例」で構成。）を作成。当該書式案につき、昨年11月から12月にかけて全国消防長会危険物委員会委員の所属する消防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正。2月に、消防庁危険物保安室長名で都道府県、東京消防庁及び各指定都市消防本部あてに標準書式例として通知（平成31年2月14日付け消防危第34号）。当該通知では、書式例を示すとともに、各自治体のHPに当該手続に係る各自治体で定めた書式を掲載するよう依頼。また、当該書式等については、ワードファイル等を当省HPに掲載済( <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html</a> )。	平成30年度措置	総務省
17	卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書	a 卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売	当該書式について、Word・PDF形式の電子データで厚生労働省のホームページ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html</a> )に平成30年1月31日に掲載。 平成30年2月27日開催の全国薬務関係主管課長会議及び平成30年9月21日開催の全国薬務主管課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に周知した。	a:平成30年度上期措置	厚生労働省

		業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。			
		b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	申請書等の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。 この標準書式については、平成31年3月29日付事務連絡「行政手続の簡素化について（協力依頼）」にて地方自治体に周知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html</a> ）に掲載した。	b:平成30年度措置	
18	毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書	a 毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第10条）については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」	当該書式について、Word・PDF形式の電子データで厚生労働省のホームページ（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html</a> ）に平成30年8月10日に掲載。平成30年2月27日開催の全国薬務関係主管課長会議及び平成30年9月21日開催の全国薬務主管課長協議会にて、当該様式で申請又は	a:平成30年度上期措置	厚生労働省

		及び別記第 11 号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に助言する。	届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に周知した。		
		b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	申請書等の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、責任者の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。 この標準書式については、平成 31 年 3 月 29 日付事務連絡「行政手続の簡素化について（協力依頼）」にて地方自治体に周知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html</a> ) に掲載した。	b:平成 30 年度措置	
19	麻薬小売業者の役員の変更届出書	a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出（麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項第 7 号）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第	当該書式について、地方自治体の実態把握を行い、標準書式を作成した。 作成した標準書式については、平成 31 年 3 月 29 日付通知「麻薬小売業者の役員の変更届出書等について」にて地方自治体に通知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html</a> ) に掲載した。	a:平成 30 年度措置（省令で規定することは平成 30 年度以降速やかに措置)	厚生労働省

		14号)で規定する。	今後、速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)で規定する。		
		b 当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。	届出書の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。 作成した標準書式については、平成31年3月29日付通知「麻薬小売業者の役員の変更届出書等について」にて地方自治体に通知した。また、診断書の標準書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhi_n/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhi_n/newpage_00843.html</a> )に掲載した。	b, c: 平成30年度措置	
		c 麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。	診断書の添付が必要となる役員の範囲について、平成31年3月29日付通知「「麻薬取扱者の免許申請について(通知)」の一部改正について」にて、明確にして地方自治体に通知した。	b, c: 平成30年度措置	
20	生活保護の決定・実施に係る照会文書	生活保護の決定・実施に係る照会(生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条)については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、	「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の遵守について、平成31年3月6日に開催した生活保護関係全国係長会議において改めて周知している。 地方自治体が要望する保護申請日を調査日として指定した上での生命保険会社への照会については、生命保険会社の現行システムでは対応困難であり、改修には多額の費用	平成30年度措置	厚生労働省

		見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	<p>を要する。このため、保護の要否や保護費の額については、保護申請日時点の状況ではなく、生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況を基に決定して差し支えない旨を、平成 31 年 3 月 29 日に各自治体に示した。</p> <p>また、調査日の指定とは別に、事務の負担軽減と迅速化の観点から、要保護者の資産調査について、従来生命保険会社への照会に当たって必須としていた本人同意書の写しの添付を省略する取扱いとし、これに伴い、照会様式に本人から同意をもらっている旨を付記できるようにシステムを改修する予定であり、システム改修経費を平成 30 年度第 2 次補正予算に計上した。</p>		
21	指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書	<p>指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第 78 条の 2）については、平成 30 年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成 18 年 2 月 20 日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」</p>	<p>「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」（平成 30 年 9 月 28 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）において、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 80 号）及びその他の見直し結果を踏まえ、指定申請に係る申請書及び帳票等の様式例の見直し及び周知を行った。当該様式例については、ファイル形式について Word 形式と Excel 形式が混在していたところ、Excel 形式に統一を行った。</p>	平成 30 年度措置	厚生労働省



		並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。			
22	森林経営計画書	森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項）については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日林野庁長官通知）において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）（以下「要領」という。）において定める森林経営計画書の様式（模範例）について、都道府県・市町村・事業体における支障の有無、内容等の聞き取りを行ったところ、事業体から、紙面での記載が行いづらいとの声が寄せられたため、当該様式のエクセルファイルを当省HPに掲載するとともに、都道府県等に対し改めて当該様式の活用を周知した。	平成30年度措置	農林水産省
23	屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書	屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料（案）」（平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データと	「屋外広告業登録規則参考資料（案）」（平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、必要な見直しを行い、平成30年9月27日に地方自治体に通知した。なお、当該様式はWord形式とした。また、当該申請又は届出に添付する必要がある書類について、地方自治体の審査業務上の必要性を検討した結果、それぞれの添付書類に必要性が	平成30年度上期措置	国土交通省

		する。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。	認められるため、改正を行わないこととした。		
24	道路工事施行承認申請書	道路工事施行承認申請（道路法（昭和27年法律第180号）第24条）については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達）において示されている様式を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各地方自治体に対して、国様式の使用状況等を確認すると共に様式を取り寄せ集計した結果、約55%の地方自治体が国様式を使用していることが確認できた。 また、平成8年に発出している「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達）自体を知らない地方自治体があったこと、技術的助言に基づき国様式を使用することを検討するという地方自治体があったことから3月19日に、再度地方自治体へ標準様式としての使用及び標準様式にのっとり申請のあった場合に、不利な取扱いを行わないよう依頼する旨の技術的助言を行った。 さらに、当該様式については、エクセルファイルを当省HPに掲載した（ <a href="http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html">http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html</a> ）。	平成30年度措置	国土交通省
25	道路占用許可申請書	道路占用許可申請（道路法第32条第1項）については、平成30年度中に、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に規定されている様式第5「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各地方自治体に対して、国様式の使用状況等を確認すると共に様式を取り寄せ集計した結果、約87%の地方自治体が国様式を使用していることが確認できたことから3月19日に、再度地方自治体へ標準様式としての使用及び標準様式にのっとり申請のあった場合に、不利な取扱いを行わないよう依頼する旨の技術的助言を行った。また、当該様式については、エクセルファイルを当省HPに掲載済（ <a href="http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html">http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html</a> ）。	平成30年度措置	国土交通省
26	沿道掘削施行協議書	沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形で	全国の都道府県、市区町村に沿道掘削施行協議の制度の有無を確認し、制度を有する場合の必要書類や指定様式に	平成30年度措置	国土交通省

		<p>の実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成30年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>について調査した結果、東京都と特別区及び一部の自治体で同制度を導入しており、特に東京都においては、敷地の条件によっては、同一工事に対して東京都と市区にそれぞれ異なる書類を提出する必要があることが判明した。作業効率上、統一することが望ましいことから、東京都にその旨を伝達済。東京都が3月に周知済。</p> <p>なお、同制度は任意の協力要請に過ぎず、道路法第44条に基づくものとは言えない（法定協議ではない）ことから、要綱やHPにおいて誤った記述をしている自治体について注意喚起を行った。</p>		
27	臨時運行許可申請書	<p>臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項）として統一書式を定め、平成30年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）については、市区町村における実態把握を踏まえ、3月25日に処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項）として統一書式（電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データ）を定め、市区町村に通知済み。</p>	平成30年度措置	国土交通省
28	産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書	<p>a 産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第10項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式につい</p>	<p>廃棄物処理法で様式を規定されている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書（いずれも特別管理産業廃棄物も含む。）については、都道府県等における運用の調査等を行い、実態把握に努めており、当該様式の見直し等の検討を行ったところ。調査の結果として、都道府県等の約8割が現行の省令様式を用いているとの回答を得ており、平成31年3月に、都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知を発出した。通知の発出に当たっては、電子計算機による作成に適したファイル形式</p>	平成30年度措置	環境省

		て検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	による電子データである様式により周知を行った。		
		b 特別管理産業廃棄物処理計画（同法第12条の2第10項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第11項）についても同様とする。	aと同様とする。	平成30年度措置	
29	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	a 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第3号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	廃棄物処理法で様式を規定されている産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、都道府県等における運用の調査等を行い、実態把握に努めており、当該様式の見直し等の検討を行ったところ。調査の結果として、都道府県等の約8割が現行の省令様式を用いているとの回答を得ており、平成31年3月に、都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知を発出した。通知の発出に当たっては、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データである様式により周知を行った。	a:平成30年度措置	環境省
		b あわせて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。	電子マニフェストの普及については、平成30年度環境省委託事業において全国20か所において電子マニフェスト普及のための説明会を行ったところ。平成30年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画及び同年10月に策定した電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに掲げた2022年度の普及率70%を目指し、来年度も継続して全国20か所において同説明会を行う予定であり、引き続き、普及に努めてまいりたい。	b:平成30年度以降継続的に措置	

(No. 3 別添) 競争入札参加資格審査申請書類の書式・様式の統一化 工程表

	2018 年度	2019 年度
<p>競争入札参加資格審査申請書</p>	<div data-bbox="225 311 443 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5、第 167 条の 5 の 2 等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成 30 年度中に工程表を定めて検討を進める。</p> </div> <div data-bbox="491 311 710 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>全地方公共団体に対して「工事、役務、物品、それぞれの競争入札参加資格審査申請書の電子データ（エクセル・ワード）」の提供を求め、書式項目の揺れ（例：住所、おところ、所在地など同内容の記載を求める項目名の違い）について整理を実施。</p> </div> <div data-bbox="491 954 927 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び AI・ロボティクスの活用に関する研究会を開催し、検討を開始。</p> </div>	<div data-bbox="944 311 1422 1144" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>研究会の報告を踏まえた上で標準書式の考え方を整理して標準書式案の検討及び作成を実施するとともに、地方自治体の電子申請システムへの反映に結びつける。</p> </div>

## 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿（令和元年6月6日時点）

## 委員名簿

議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	江田 麻季子	世界経済フォーラム日本代表
	古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	新山 陽子	立命館大学食マネジメント学部・教授
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	長谷川 幸洋	ジャーナリスト
	林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	山本 正巳	富士通取締役会長

## 専門委員名簿

## ■行政手続部会

川田 順一	JXTGホールディングス取締役副社長執行役員
國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
佐久間 総一郎	日本製鉄常任顧問
田中 良弘	新潟大学法学部准教授
堤 香苗	キャリア・マム代表取締役
濱西 隆男	尚美学園大学総合政策学部教授
八 劔 洋一郎	ワークスアプリケーションズ副社長執行役員

## ■農林ワーキング・グループ

青木 亮輔	東京チェーンソーズ代表取締役
齋藤 一志	庄内こめ工房代表取締役
白井 裕子	慶應義塾大学政策・メディア研究科兼環境情報学部准教授
林 雅文	伊万里木材市場代表取締役
藤田 毅	フジタファーム代表取締役
本間 正義	西南学院大学経済学部教授
三森 かおり	ぶどうばたけ取締役
渡邊 美衡	カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

### ■水産ワーキング・グループ

有 路 昌 彦	近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授
泉 澤 宏	泉澤水産代表取締役
下 苧 坪 之 典	ひろの屋代表取締役
中 島 昌 之	マルハニチロ取締役専務執行役員
花 岡 和佳男	シーフードレガシー代表取締役社長
本 間 正 義	西南学院大学経済学部教授
渡 邊 美 衡	カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

### ■医療・介護ワーキング・グループ

川 渕 孝 一	東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授
後 藤 禎 一	富士フイルム取締役常務執行役員
土 屋 了 介	ときわ会顧問
森 田 朗	津田塾大学総合政策学部教授

### ■保育・雇用ワーキング・グループ

池 本 美 香	日本総合研究所主任研究員
島 田 陽 一	早稲田大学法学学術院教授

### ■投資等ワーキング・グループ

角 川 歴 彦	KADOKAWA 取締役会長
村 上 文 洋	三菱総合研究所 デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主任研究員

ワーキング・グループ等の構成員（令和元年6月6日時点）

ワーキング・グループ等	構成員			
■行政手続部会	高橋 滋 部会長 安念 潤 司 部会長代理 野坂 美穂 委員 林 いくみ 委員 原 英史 委員	川田 順一 専門委員 國領 二郎 専門委員 佐久間 総一郎 専門委員 田中 良弘 専門委員 堤 香苗 専門委員 濱西 隆男 専門委員 八 劔 洋一郎 専門委員		
■農林ワーキング・グループ	飯田 泰之 座長 長谷川 幸洋 座長代理 新山 陽子 委員 林 いくみ 委員	青木 亮輔 専門委員 齋藤 一志 専門委員 白井 裕子 専門委員 林 雅文 専門委員 藤田 毅 専門委員 本間 正義 専門委員 三森 かおり 専門委員 渡邊 美衡 専門委員		
■水産ワーキング・グループ	野坂 美穂 座長 原 英史 座長代理 新山 陽子 委員 長谷川 幸洋 委員 林 いくみ 委員	有路 昌彦 専門委員 泉 澤 宏 専門委員 下苧坪 之典 専門委員 中島 昌之 専門委員 花岡 和佳男 専門委員 本間 正義 専門委員 渡邊 美衡 専門委員		
■医療・介護 ワーキング・グループ	林 いくみ 座長 森下 竜一 座長代理 江田 麻季子 委員 野坂 美穂 委員	川渕 孝一 専門委員 後藤 禎一 専門委員 土屋 了介 専門委員 森田 朗 専門委員		
■保育・雇用 ワーキング・グループ	安念 潤 司 座長 森下 竜一 座長代理 飯田 泰之 委員 八代 尚宏 委員	池本 美香 専門委員 島田 陽一 専門委員		
■投資等ワーキング・グループ	原 英史 座長 森下 竜一 座長代理 飯田 泰之 委員 八代 尚宏 委員	角川 歴彦 専門委員 村上 文洋 専門委員		
■働き方の多様化に資するル ール整備に関するタスクフ ォース	八代 尚宏 主査 飯田 泰之 委員 江田 麻季子 委員	島田 陽一 専門委員		



## 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

## ■規制改革推進会議

第 37 回	H30. 10. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革推進会議の進め方について</li> <li>・第 3 期の重点事項について</li> </ul>
第 38 回	H30. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合取引所について（金融庁、経済産業省、農林水産省、東京商品取引所、日本取引所グループからのヒアリング）</li> </ul>
第 39 回	H30. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合取引所について</li> <li>・農業用ドローンの普及拡大に向けた意見について</li> <li>・規制改革推進に関する検討状況について</li> </ul>
第 40 回	H30. 11. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申取りまとめ</li> <li>・規制改革ホットラインについて</li> </ul>
第 41 回	H31. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産改革に関する提言について</li> <li>・第 3 期後期の重点事項について</li> <li>・タスクフォースの設置について</li> <li>・規制改革ホットラインについて</li> <li>・規制改革実施計画のフォローアップについて</li> <li>・最新技術を活用した教育の推進について（有識者からのヒアリング）</li> </ul>
第 42 回	H31. 3. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革について（国土交通省からのヒアリング）</li> <li>・総合取引所の実現について（金融庁、経済産業省、農林水産省からのヒアリング）</li> </ul>
第 43 回	H31. 4. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備に関する意見について</li> <li>・オンラインによる遠隔教育の本格的推進（フォローアップ）及び最新技術を活用した教育の推進について（文部科学省からのヒアリング）</li> <li>・各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について（厚生労働省、文部科学省、金融庁、関係団体からのヒアリング）</li> </ul>
第 44 回	R1. 5. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護離職ゼロに向けた一段の両立支援策に関する意見について</li> <li>・医療分野におけるデータ利活用促進に関する意見について</li> <li>・働き方の多様化に資するルール整備について（厚生労働省からのヒアリング）</li> <li>・総合取引所の実現について（金融庁、経済産業省、農林水産省からのヒアリング）</li> </ul>
第 45 回	R1. 5. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力小売市場の活性化に向けた提言について</li> <li>・ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化に関する意見について</li> <li>・高校生の就職支援の在り方に関する意見について</li> <li>・肥料取締法の改革に関する意見について</li> <li>・規制改革ホットラインについて</li> <li>・規制改革推進に関する第 5 次答申の構成案について</li> </ul>
第 46 回	R1. 6. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申取りまとめ</li> </ul>

## ■行政手続部会

第1回	H30. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体からの意見について（各省からの回答）</li> <li>・中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について（補助金及び社会保険）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書について（総務省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・就労証明書の書式統一・デジタル化について（内閣府子ども・子育て本部、内閣官房 IT 総合戦略室、厚生労働省、内閣府番号制度担当室からのヒアリング）</li> </ul>
第2回	H30. 10. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 健康保険の住所変更について</li> <li>- J-L I Sの手数料負担について（厚生労働省、総務省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民泊サービスの推進について（観光庁、厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・個人事業主の事業承継（許認可）の簡素化について</li> </ul>
第3回	H30. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ガイドラインの検討状況について</li> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民泊サービスの推進について（消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第4回	H30. 11. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について（経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用関係助成金について（厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第5回	H30. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人事業主の事業承継について（厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第6回	H30. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人事業主の事業承継について（国土交通省、財務省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 入札・契約手続の簡素化、建設業法見直しの検討状況について（総務省、国土交通省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・基本計画に関するフォローアップについて</li> </ul>
第7回	H31. 1. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループについて</li> <li>・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について</li> </ul>
第8回	H31. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人事業主の事業承継について（国土交通省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・日本経済団体連合会からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政手続簡素化の取組に関する意見について</li> </ul> </li> <li>・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について</li> </ul>
第9回	H31. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自動車保有関係手続に関するワンストップサービスの充実・拡充について（国土交通省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 食品衛生申請等システムについて（厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主の事業承継について</li> </ul>
第 10 回	H31. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳島県における行政手続コスト削減の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 飯泉徳島県知事によるプレゼンテーション</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人事業主の事業承継について（国土交通省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について（農林水産省、経済産業省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第 11 回	H31. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について（内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省、民間事業者からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 本人確認ガイドラインおよびデジタル手続法案について（内閣官房 IT 総合戦略室からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第 12 回	H31. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民泊サービスの推進について（観光庁、環境省、国土交通省、厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法人共通認証基盤（G ビズ I D）等の開発・展開について</li> <li>- 海外（シンガポール）における行政手続簡素化の取組について</li> <li>- 本人確認ガイドラインについて（追加説明）（経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第 13 回	H31. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 下請法に基づく調査について（公正取引委員会、中小企業庁からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（省エネ法と温暖化防止条例等）（経済産業省、環境省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
	H31. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者による IT 技術を活用した行政手続簡素化等の取組について（株式会社グラファーからのヒアリング）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（警察庁、農林水産省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第 14 回	H31. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（国土交通省、金融庁からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第 15 回	H31. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者による IT 技術を活用した行政手続簡素化等の取組について（株式会社 GVA TECH からのヒアリング）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「国税・地方税」</li> <li>- 規制改革実施計画「地方の書式・様式」（地方税関係）（財務省、総務省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>
第 16 回	H31. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI を活用した保育所入所審査の取組について（富士通株式会社からのヒアリング）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 書式・様式の統一（内閣府、総務省、厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（厚生労働省からのヒアリング）</li> </ul> </li> </ul>

	H31. 4. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(経済産業省からのヒアリング)</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「補助金の手続」(経済産業省、総務省からのヒアリング)</li> </ul> </li> </ul>
第17回	R1. 5. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「商業登記等」(法務省からのヒアリング)</li> </ul> </li> <li>・行政手続簡素化の取組に関する地方自治体への展開について</li> </ul>
第18回	R1. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国銀行協会からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポートについて</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul> </li> </ul>
第19回	R1. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「社会保険に関する手続」(厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul> </li> <li>・保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について</li> </ul>
	R1. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重点分野「商業登記等」(法務省からのヒアリング)</li> </ul> </li> <li>・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>- 健康保険の住所変更、J-LISの手数料負担について (厚生労働省、総務省からのヒアリング)</li> </ul> </li> </ul>

## ■農林ワーキング・グループ

第1回	H30. 10. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローンに関する規制制度の現状と課題について(事業者からのヒアリング)</li> <li>・作業機を装着した農耕作業用自動車の公道走行について (関係府省からのヒアリング)</li> <li>・農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項について</li> </ul>
第2回	H30. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローンに関する規制制度の現状、更なる利活用に向けた取組・検討状況について (一社)農林水産航空協会、農林水産省、総務省、国土交通省からのヒアリング)</li> </ul>
第3回	H30. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について(農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・農地政策の現状と課題について(事業者からのヒアリング)</li> <li>・農業用ドローンの普及拡大に向けた意見について</li> <li>・国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて(農林水産省からのヒアリング)</li> </ul>
第4回	H30. 11. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて (農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について(農林水産省からのヒアリング)</li> </ul>
第5回	H31. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しについて (関係府省、日本農業機械工業会からのヒアリング)</li> <li>・新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について (関係事業者、尼崎市からのヒアリング)</li> <li>・国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームに関する法改正の検討状況について(農林水産省からのヒアリング)</li> </ul>
第6回	H31. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローンの活用を阻む規制の見直しに関する取組状況について (農林水産省、国土交通省からのヒアリング)</li> <li>・新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について</li> </ul>

		(仙台市、国土交通省からのヒアリング)
第7回	H31. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しについて (国土交通省、農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・ドローンの活用を阻む規制の見直しに関する取組状況について (総務省からのヒアリング)</li> </ul>
第8回	H31. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の農業参入等に関する課題について (事業者からのヒアリング)</li> <li>・農協改革の進捗状況について (農林水産省からのヒアリング)</li> </ul>
第9回	H31. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料取締法に関する課題について (事業者からのヒアリング)</li> <li>・畜舎建設に関する課題について (事業者からのヒアリング)</li> </ul>
第10回	H31. 4. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料取締法に基づく規制の見直しに向けた検討状況について (農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について (JAグループ及び単位農協からのヒアリング)</li> </ul>
第11回	R1. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎建設に関する規制の見直しについて (農林水産省、国土交通省からのヒアリング)</li> </ul>

### ■水産ワーキング・グループ

第1回	H30. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革実施計画に係る改正法案について (農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 (案)</li> </ul>
第2回	H30. 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近海を操業する中規模の漁船に関する資格制度の在り方について (国土交通省、農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・水産改革に関する提言について</li> </ul>
第3回	H31. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近海を操業する中規模の漁船に関する海技士乗組基準の見直しの方向性について (国土交通省、農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・魚類防疫に関する事項について (農林水産省、厚生労働省、内閣府からのヒアリング)</li> </ul>
第4回	R1. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近海を操業する中規模の漁船に関する海技士乗組基準の見直しについて (国土交通省、農林水産省からのヒアリング)</li> <li>・水産用医薬品の使用について (農林水産省との意見交換)</li> </ul>

### ■医療・介護ワーキング・グループ

第1回	H30. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 (案)</li> <li>・健診情報の入手の容易化 (株式会社エムティーアイからのヒアリング)</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金に関する見直し (厚生労働省、支払基金からのヒアリング)</li> </ul>
第2回	H30. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ・ポータビリティに関する調査・検討の状況 (経済産業省からのヒアリング)</li> <li>・外国人観光客に係る診療価格の見直し (公益社団法人全日本病院協会、財務省、厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul>
第3回	H30. 12. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ビッグデータの民間への提供拡大 (日本経済団体連合会、厚生労働省からのヒアリング)</li> <li>・オンライン医療の普及促進 (株式会社インテグリティヘルスケア、厚生労働省からのヒアリング)</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金に関する見直し (厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金からのヒアリング)</li> </ul>
第4回	H30. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬情報の提供に係る規制の見直し</li> </ul>

		<p>(米国研究製薬工業協会、全国がん患者団体連合会、 レイ・パストゥール医学研究センター、厚生労働省からのヒアリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分野におけるデータ標準規格の拡充 (浜松医科大学 木村通男教授、株式会社ジャストシステムからのヒアリング)</li> <li>・地域医療連携ネットワークでの情報共有における患者同意の在り方 (京都大学・宮崎大学 吉原博幸名誉教授からのヒアリング)</li> </ul>
第5回	H31. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者申出療養制度の普及に向けた対応 (厚生労働省からのヒアリング)</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金に関する見直し (厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金からのヒアリング)</li> </ul>
第6回	H31. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AMEDの行政手続負担軽減の検討 (国立大学協会、内閣府、日本医療研究開発機構からのヒアリング)</li> <li>・オンライン医療の普及促進 (日本オンライン診療研究会、厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul>
第7回	H31. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化 (厚生労働省、医薬品医療機器総合機構からのヒアリング)</li> </ul>
第8回	H31. 2. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診情報の入手の容易化 (厚生労働省、個人情報保護委員会、板倉陽一郎弁護士からのヒアリング)</li> <li>・食薬区分(昭和46年通知)の運用改善 (厚生労働省、消費者庁からのヒアリング)</li> </ul>
第9回	H31. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データヘルス改革におけるPHR等の個人向けサービスの実施計画 (厚生労働省からのヒアリング)</li> <li>・機能的表示食品の届出・広告宣伝における表現について (消費者庁からのヒアリング)</li> </ul>
第10回	H31. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分野における技術標準規格及びデータ標準規格の拡充について (国立保健医療科学院 木村統括研究官、厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul>
第11回	H31. 4. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン医療の普及促進について (厚生労働省からのヒアリング)</li> <li>・機能的表示食品制度における軽症者データの取扱範囲の拡大 (消費者庁からのヒアリング)</li> </ul>
第12回	H31. 4. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分野におけるデータ利活用促進のための検討に関する意見について</li> </ul>
第13回	R1. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて (厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金からのヒアリング)</li> </ul>

## ■保育・雇用ワーキング・グループ

第1回	H30. 10. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項</li> <li>・放課後児童クラブに関するヒアリング (関係事業者からのヒアリング)</li> </ul>
第2回	H30. 10. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブに関するヒアリング (練馬区からのヒアリング)</li> <li>・ジョブ型正社員に関するヒアリング (関係事業者からのヒアリング)</li> </ul>
第3回	H30. 11. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブに関するヒアリング (板橋区からのヒアリング)</li> <li>・年次有給休暇に関するヒアリング (厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul>
第4回	H30. 11. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブに関するヒアリング (文部科学省、厚生労働省からのヒアリング)</li> </ul>
第5回	H30. 11. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブ型正社員に関するヒアリング (明治大学 野川忍教授からのヒアリング)</li> <li>・待機児童対策協議会に関するフォローアップ (厚生労働省からのヒアリング)</li> <li>・学童保育対策に関する意見書審議</li> </ul>
第6回	H30. 12. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休暇、休業に関するヒアリング (日本労働組合総連合会からのヒアリング)</li> </ul>

第7回	H31. 1. 9	・介護休暇、休業に関するヒアリング（株式会社大和総研からのヒアリング）
第8回	H31. 1. 25	・年次有給休暇及び介護休暇、休業に関するヒアリング （株式会社ワーク・ライフバランスからのヒアリング）
第9回	H31. 2. 12	・勤務地を指定した働き方に関するヒアリング （AIG 損害保険株式会社からのヒアリング）
第10回	H31. 2. 22	・勤務地を指定した働き方に関するヒアリング （三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社からのヒアリング）
第11回	H31. 3. 12	・外国人に対する日本語教育に関するヒアリング （NPO 法人日本語教育研究所、にほんごの会企業組合からのヒアリング）
第12回	H31. 3. 22	・介護休暇、休業に関するヒアリング （国際医療福祉大学大学院 石山教授からのヒアリング） ・外国人材に対する日本語教育に関するヒアリング （名古屋大学 衣川教授からのヒアリング） ・大型の駆動補助機付乳母車に関する規制見直しのフォローアップ （警察庁からのヒアリング）
第13回	H31. 3. 29	・ジョブ型正社員（勤務地合意・職務合意正社員）の雇用ルールに関するヒアリング （九州大学 野田名誉教授からのヒアリング）
第14回	H31. 4. 12	・仕事と介護の両立支援に関する論点整理 ・仕事と介護の両立支援に関するヒアリング（厚生労働省からのヒアリング）
第15回	H31. 4. 17	・待機児童対策協議会のフォローアップ（厚生労働省からのヒアリング） ・学童保育のフォローアップ（厚生労働省、文部科学省からのヒアリング）
第16回	R1. 5. 8	・高校生の就職に関するヒアリング （独立行政法人労働政策研究・研修機構、厚生労働省、文部科学省からのヒアリング）
第17回	R1. 5. 13	・ジョブ型正社員に関するヒアリング（厚生労働省からのヒアリング） ・外国人材に対する日本語教育に関するヒアリング （出入国在留管理庁、文化庁、厚生労働省からのヒアリング）

## ■投資等ワーキング・グループ

第1回	H30. 10. 18	・投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 ・オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 （文部科学省からのヒアリング）
第2回	H30. 10. 26	・オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 （新経済連盟、愛媛県からのヒアリング）
第3回	H30. 10. 31	・オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 （茨城県からのヒアリング） ・携帯電話事業者間の競争促進 （消費者庁、公正取引委員会、総務省からのヒアリング）
第4回	H30. 11. 7	・携帯電話事業者間の競争促進 （テレコムサービス協会、NTT ドコモからのヒアリング）
第5回	H30. 11. 9	・オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 （文部科学省からのヒアリング）
第6回	H30. 11. 13	・携帯電話事業者間の競争促進（総務省、公正取引委員会、消費者庁からのヒアリング）
第7回	H30. 12. 6	・放送を巡る規制改革のフォローアップについて（総務省からのヒアリング） ・フィンテック等による多様な金融サービスの提供 （新経済連盟、アジアインターネット日本連盟、Fintech 協会からのヒアリング）
第8回	H31. 2. 6	・電波制度改革のフォローアップ（総務省からのヒアリング）

第9回	H31. 2. 18	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供 (厚生労働省、金融庁からのヒアリング)
第10回	H31. 3. 7	・エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進)のフォローアップ (経済産業省、社会保障経済研究所石川代表からのヒアリング)
第11回	H31. 3. 18	・モバイル市場における適正な競争環境の整備のフォローアップ (総務省、公正取引委員会、消費者庁からのヒアリング)
第12回	H31. 3. 27	・地方自治体の保有するデータの活用のフォローアップ(総務省からのヒアリング) ・放送を巡る規制改革のフォローアップ(総務省、文化庁、事業者からのヒアリング)
第13回	H31. 4. 5	・地方創生のための銀行の出資規制見直し (金融庁、公正取引委員会、一般社団法人全国地方銀行協会からのヒアリング)
第14回	H31. 4. 11	・電力小売市場の活性化 (株式会社エネット、株式会社F-POWER、松村東京大学教授からのヒアリング) ・フィンテックによる多様な金融サービスの提供 (経済産業省、金融庁、警察庁、新経済連盟、Fintech協会、日本貸金業協会からのヒアリング)
第15回	H31. 4. 25	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供 (金融庁、法務省、消費者庁からのヒアリング) ・電力小売市場の活性化(経済産業省からのヒアリング)
第16回	R1. 5. 13	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供 (経済産業省、東京証券取引所からのヒアリング)
第17回	R1. 5. 17	・総合取引所の実現(経済産業省からのヒアリング) ・電力小売市場の活性化に向けた提言 ・放送を巡る規制改革のフォローアップについて(総務省、文化庁からのヒアリング) ・答申の構成案について
第18回	R1. 5. 23	・オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 (文部科学省、総務省からのヒアリング)
第19回	R1. 5. 27	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供 (経済産業省、金融庁、警察庁からのヒアリング)
第20回	R1. 6. 3	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供(警察庁、金融庁からのヒアリング)

### ■働き方の多様化に資するルール整備に関するタスクフォース

第1回	H31. 3. 8	・副業・兼業、テレワークに関するヒアリング (関西外国語大学小島教授、株式会社テレワークマネジメントからのヒアリング)
第2回	H31. 3. 22	・副業・兼業、テレワークに関するヒアリング (リクルートワークス研究所からのヒアリング)
第3回	H31. 4. 5	・副業・兼業、テレワークに関するヒアリング (味の素株式会社、厚生労働省からのヒアリング)

### ■専門チーム会合

第1回	H30. 11. 28	・高血圧治療薬配合錠ミカトリオについて (特定非営利活動法人日本高血圧協会、厚生労働省からのヒアリング) ・看護師の短期派遣について (特定非営利活動法人日本派遣看護師協会、厚生労働省からのヒアリング) ・機能性表示食品の届出・広告宣伝における表現について (一般社団法人健康食品産業協議会、公益社団法人日本通信販売協会、消費者庁からのヒアリング)
-----	-------------	---



第2回	H31. 1. 31	・高血圧治療薬配合錠ミカトリオについて（厚生労働省からのヒアリング）
-----	------------	------------------------------------

### ■公開ディスカッション

H31. 3. 11	・最新技術を活用した教育の推進
------------	-----------------